

第2次忠岡町男女共同参画計画

【パブリックコメント案】

令和3年2月

忠 岡 町

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付けと計画期間	2
（1）計画の位置付け	2
（2）関連計画との整合	2
（3）本計画の期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 男女共同参画を取り巻く社会的背景	3
5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進	4
第2章 本町を取り巻く現状	5
1. 人口や世帯の動向	5
（1）人口の推移	5
（2）世帯の動向	6
2. 就労等の状況	7
（1）産業別就業者の状況	7
（2）産業別・男女別の就業者の状況	8
（3）女性の年齢別労働力率	9
3. アンケート調査結果の概要	10
（1）調査目的等	10
（2）調査結果の概要	10
4. 課題の整理	23
（1）女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現	23
（2）男女共同参画を阻害する暴力の根絶	24
（3）さらなる男女共同参画の意識向上	24
第3章 基本理念と基本目標	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	26
3. 施策の体系	28
4. 重点施策	29
第4章 施策の展開	31
基本目標1 お互いを認め合う社会づくり	31
1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり	31
（1）人権尊重の意識づくり	31
（2）男女共同参画の理解促進	32
2. 学習の場における男女共同参画の推進	33
（1）男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	33
（2）多様な社会教育機会の充実	34
基本目標2 誰もが活躍できる社会づくり	35
1. 女性が活躍できる基盤づくり	35
（1）政策・方針決定過程への女性の参画の促進	35
（2）女性の人材育成支援	36
2. 働く場における男女共同参画の推進	37

(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進	37
(2) とともに働き続けやすい職場づくり	38
3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	39
(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	39
(2) 仕事と子育て・介護の両立への支援	40
4. 地域社会における男女共同参画の推進	41
(1) 地域活動等における男女共同参画の推進	42
(2) 防災分野における男女共同参画の推進	42
基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり	44
1. あらゆる暴力を根絶する社会づくり	44
(1) 暴力を許さない意識づくり	45
(2) 安心できる相談体制づくり	45
2. 生涯を通じた健康づくり	46
(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	47
(2) 母子保健の充実	47
3. 誰もが安心できるまちづくりの推進	48
(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	48
(2) 地域福祉の推進と生活支援の充実	49
第5章 計画の推進に当たって	51
1. 庁内推進体制の充実	51
2. 国・府等との連携の推進	51
3. 住民、事業者などとの協働による推進	51
4. 計画の進行管理と評価	52
資料編	53
1. 男女共同参画年表	53
2. 男女共同参画社会基本法	60
3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	73
5. 大阪府男女共同参画推進条例	83
6. 忠岡町男女共同参画推進条例	86
7. 男女共同参画に関連する法・方針・計画等	88
(1) 第5次男女共同参画基本計画（国）	88
(2) おおさか男女共同参画プラン（2021—2025）案の概要	89
(3) 男女共同参画・女性活躍促進に関連する法律等	90
8. 用語解説	91

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

少子高齢化、そして人口減少社会を迎える中で、経済成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、誰もが対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの能力を発揮することが不可欠となっています。

国においては、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

さらに『一億総活躍社会の実現』が提言されるなど、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

大阪府においても、平成28年に「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを着実に進めるとともに、女性活躍推進法を踏まえた取り組みも一体的に推進していくこととしています。

令和元年10月にすべての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現に資することを目的とする「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府 性の多様性理解増進条例）」を制定しました。また、令和2年1月には、性的マイノリティ当事者を対象とした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」をスタートするなど、男女共同参画社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

本町においても、平成23年3月に策定した「忠岡町男女共同参画計画」に基づき、「忠岡町男女共同参画推進条例」の制定をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた施策を展開してきましたが、令和2年度での計画期間の終了に伴い、この間の社会経済情勢の大きな変化や、国・府の計画を踏まえ、地域特性に応じた「第2次忠岡町男女共同参画計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2. 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条3項に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けます。

また、本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含する計画とします。

さらに、女性活躍推進法第6条2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けることとします。

(2) 関連計画との整合

男女共同参画社会の形成は本町における重要施策の1つであるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、「第6次忠岡町総合計画」との整合を図りつつ、本計画をもとに男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合にも配慮するものです。

(3) 本計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、毎年度、計画の進捗状況の把握を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3. 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、本町在住の20歳以上の住民を対象に男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送法によるアンケート調査を実施しました（配布数1,500、有効回収数536、有効回収率35.7%）。

また、学識経験者や地域で活動する各種団体の代表者等で構成された「忠岡町男女共同参画計画推進懇話会」において計画の内容について検討を行いました。

4. 男女共同参画を取り巻く社会的背景

近年における男女共同参画に関する法や制度等の動向は以下のとおりとなっています。

①第5次男女共同参画基本計画

国の第5次基本計画（令和2年12月閣議決定）では、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」を新しい目標として掲げ、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を政策項目として掲げています。

②防災計画等における男女共同参画の視点

避難所における女性や子育て家庭などへの配慮、応急仮設住宅等における心のケア等の必要性が指摘される中、国の「第5次計画」では、「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」が政策領域に位置づけられており、「各防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「防災の現場における女性の参画拡大」、「災害対応力を強化する女性の視点」などが具体的な取り組みとして掲げられています。

③女性活躍推進法の施行

「女性活躍推進法」（平成28年4月施行）により、地方公共団体には推進計画の策定、労働者301人以上の事業所には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。また、令和元年の改正により、労働者が301人以上から101人以上の事業主に対象が拡大されます（令和4年4月1日施行）。

④子育て支援と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のさらなる推進

「子ども・子育て支援法」等に基づく新制度では、幼児期の学校教育・保育を質量ともに確保し、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。「育児・介護休業法」の改正（平成29年10月）では、就学前までの子どもを有する労働者が育児にも使える休暇が新設され、「次世代育成支援対策推進法」（平成26年）の改正など「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

⑤男女雇用機会均等法の改正

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正（平成28年3月）があり、マタニティ・ハラスメントへの予防等についての内容が盛り込まれました。

④配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

「配偶者暴力防止法」の改正（令和元年6月）が行われ、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られています。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正（平成28年12月）が行われ、さらに厳密な防止・規制が図られています。平成29年6月には「性犯罪に関する刑法」の大幅な改正も行われています。

5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

第6次忠岡町総合計画においても、SDGsの推進が掲げられており、本計画では、主に「目標5（ジェンダー）：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。」の目標達成を目指します。

また、SDGsの17の目標は、世界で共通した普遍的な課題であり、「誰ひとり取り残さない」という考えは、住民の誰もが対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの能力を発揮する「男女共同参画社会の形成」を目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各施策・事業を推進するに当たっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、男女共同参画社会の実現を目指します。



SDGsにおける17の目標



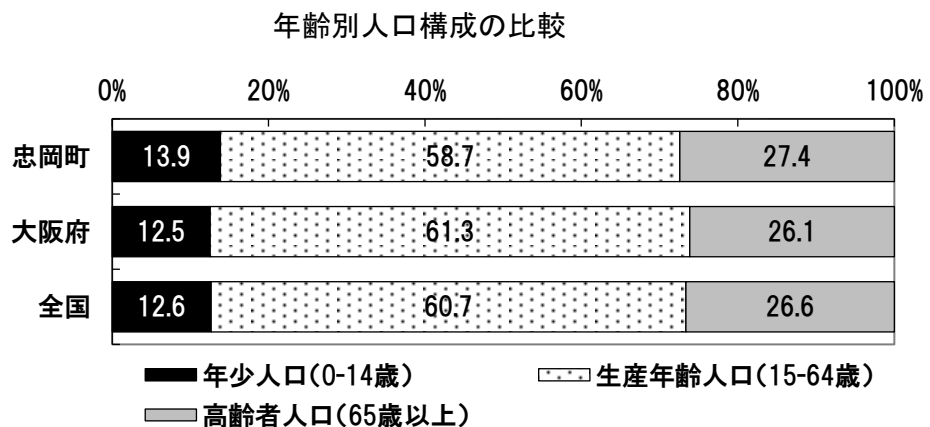
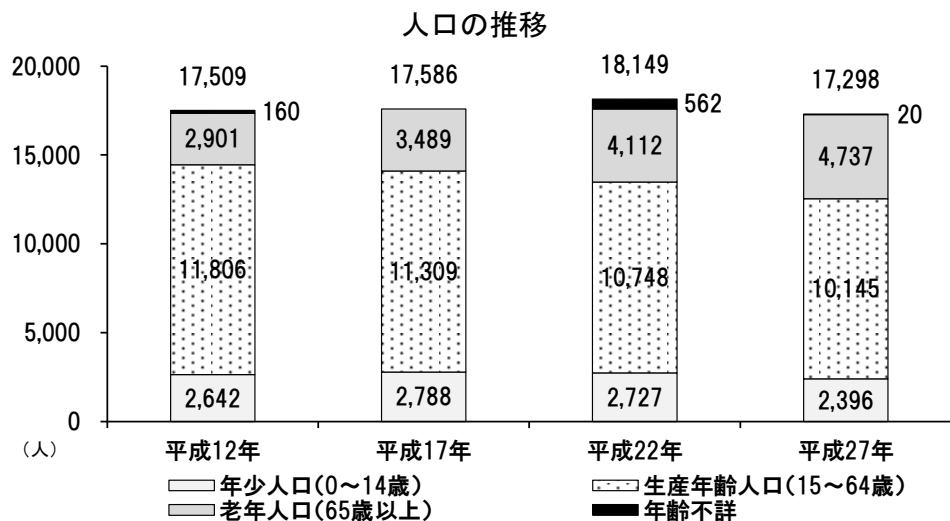
第2章 本町を取り巻く現状

1. 人口や世帯の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は 17,298 人（平成 27 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年にかけて減少しています。

また、年齢別人口構成を全国・大阪府と比較すると、本町は 15 歳～64 歳の構成比率が低く、65 歳以上の高齢化率は 27.4% となっており、全国・大阪府をやや上回る水準となっています。



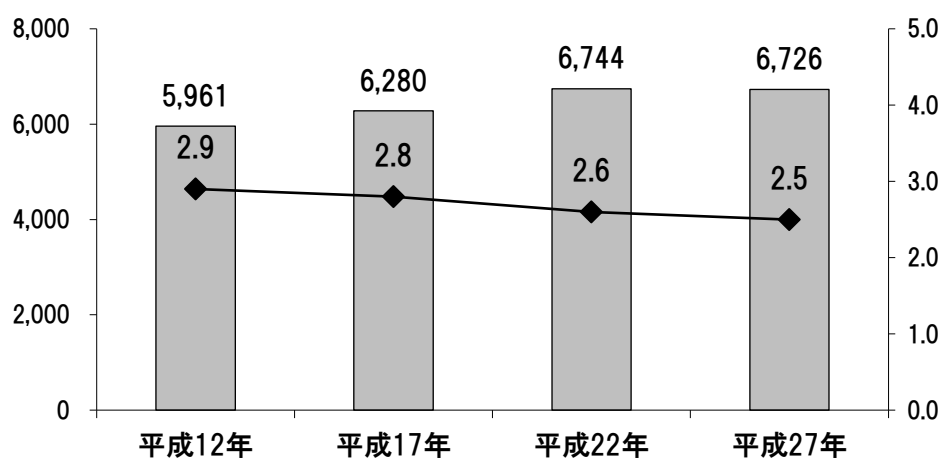
(2) 世帯の動向

本町の世帯数の動向をみると、平成 27 年では 6,726 世帯となっており、平成 12 年以降、増加傾向にあります。

また、1 世帯当たり人員は、平成 12 年の 2.9 人から平成 27 年では 2.5 人へと減少しており、核家族化などによる世帯の小規模化の進行がうかがえます。

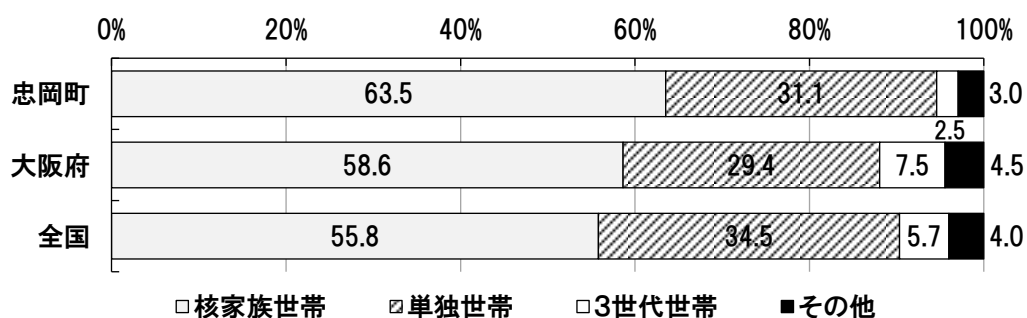
一般世帯構成比を平成 27 年国勢調査で全国、大阪府と比較すると、本町は「3 世代世帯」が少なく、「核家族世帯」が多い傾向がみられます。

総世帯数と 1 世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯構成比の比較



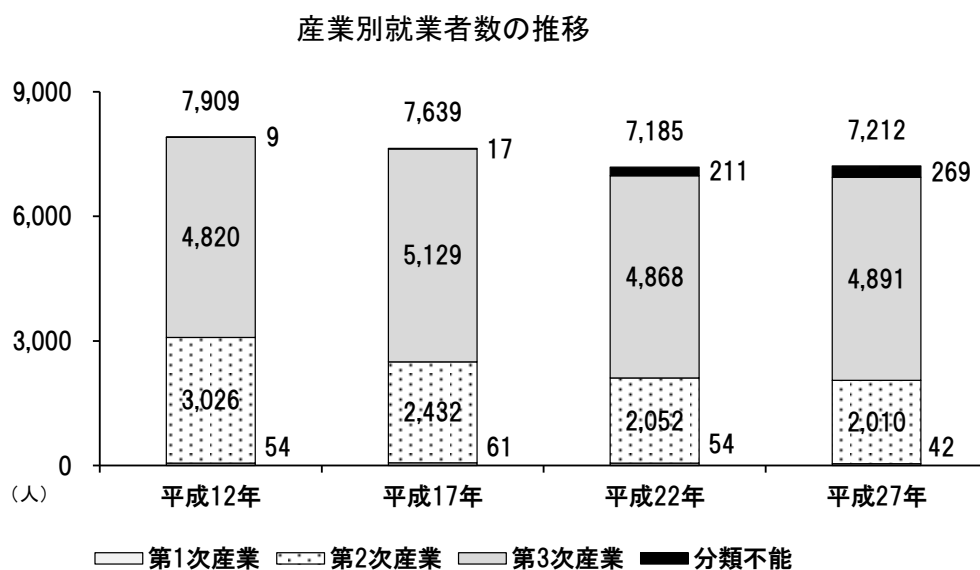
資料：平成 27 年国勢調査

2. 就労等の状況

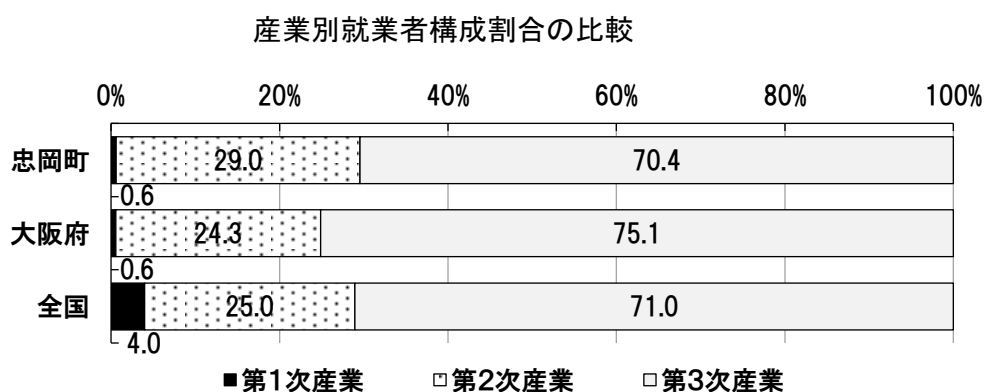
(1) 産業別就業者の状況

本町の産業別就業者の推移をみると、就業者総数が減少するとともに、平成 17 年以降、産業別就業者はいずれの産業でも減少傾向にあります。

就業者の構成割合を平成 27 年国勢調査で全国・大阪府と比較すると、本町は第 2 次産業就業者の割合が多くなっています。



資料：国勢調査

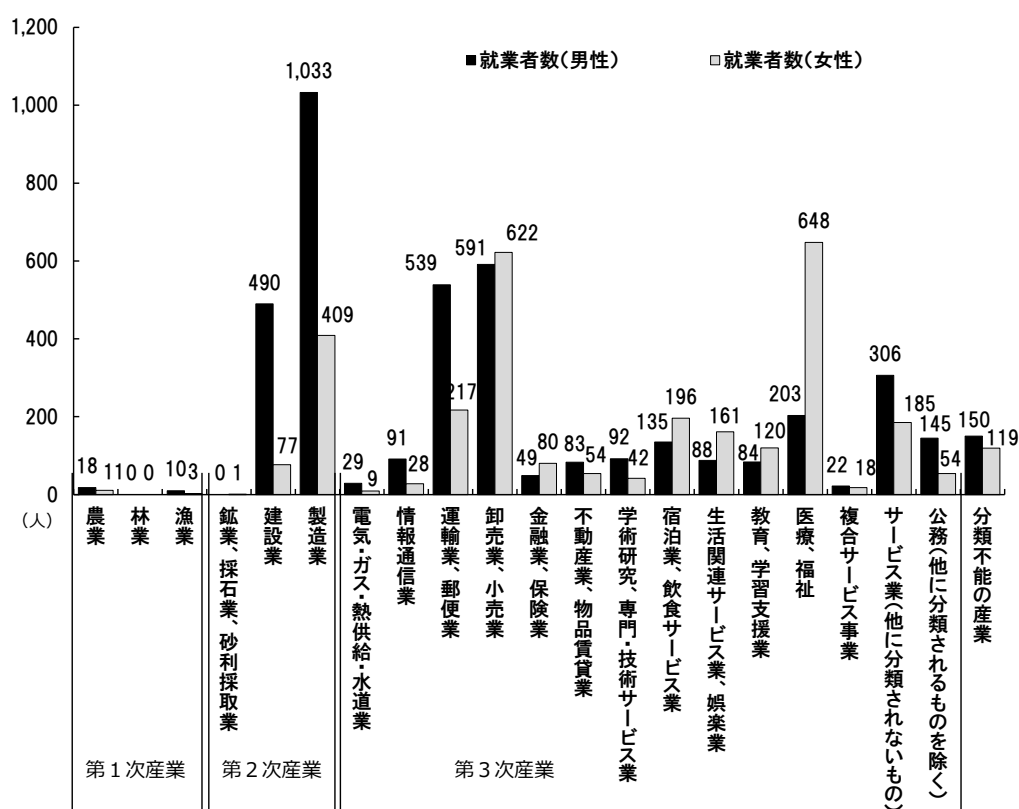


資料：平成 27 年国勢調査

(2) 産業別・男女別の就業者の状況

本町の産業別・男女別の就業者を平成 27 年国勢調査でみると、男性では「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっています。また、女性では「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」の順となっています。

産業別・男女別の就業者の状況

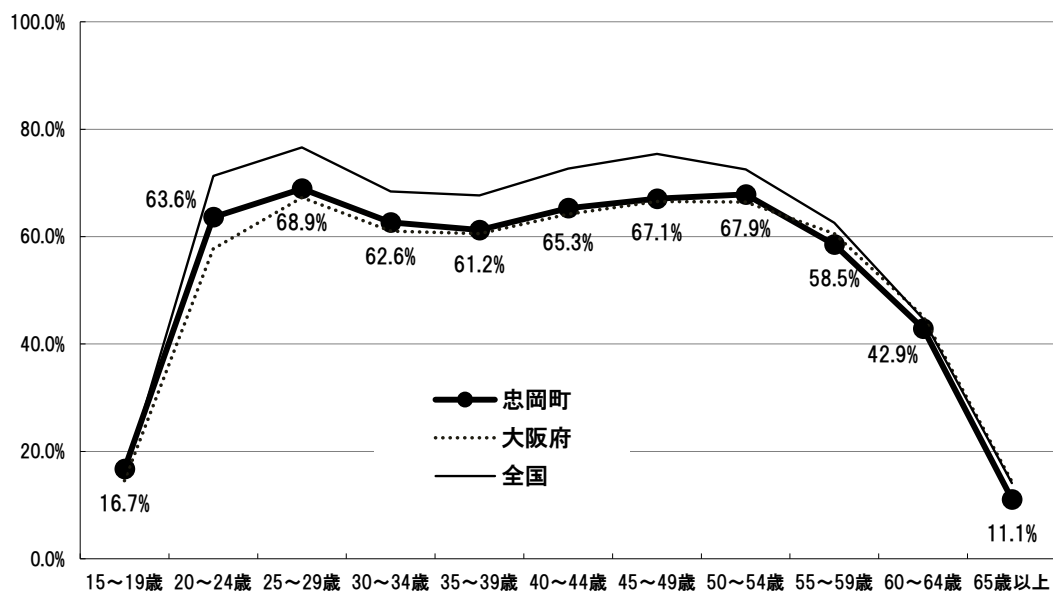


資料：平成 27 年国勢調査

(3) 女性の年齢別労働力率

本町における年齢5歳階級別の女性労働力率をみると、各年齢層の労働力率が全国に比べて低く、大阪府と同様の傾向を示しています。また、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別労働力率の比較



資料：平成 27 年国勢調査

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的等

誰もが社会で対等に活躍できる、まちづくりを進めるための指針となる「第2次忠岡町男女共同参画計画」の策定に向けた基礎資料とするため、住民の男女平等意識や男女共同参画に係る意識・実態等を明らかにすることを目的として実施しました。アンケート調査結果のうち主な設問について抜粋しています。

調査概要

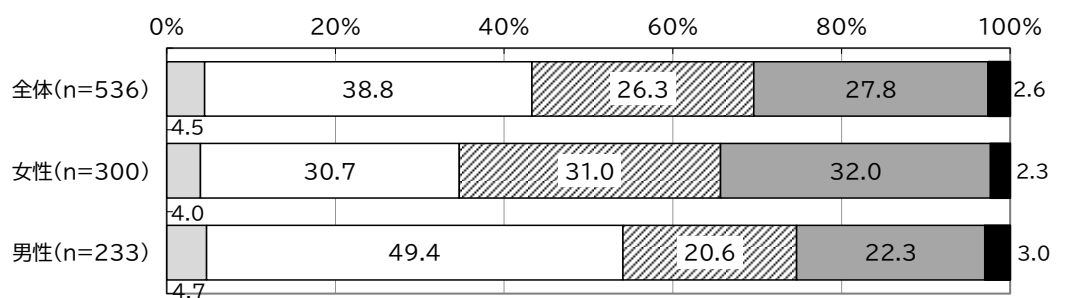
	内 容
調査対象	20 歳以上の住民（1,500 名を無作為抽出）
調査期間	令和 2 年 3 月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
配布数	1,500 票
有効回収数	536 票
有効回収率	35.7%

(2) 調査結果の概要

①「男は仕事、女は家庭」という考え方について

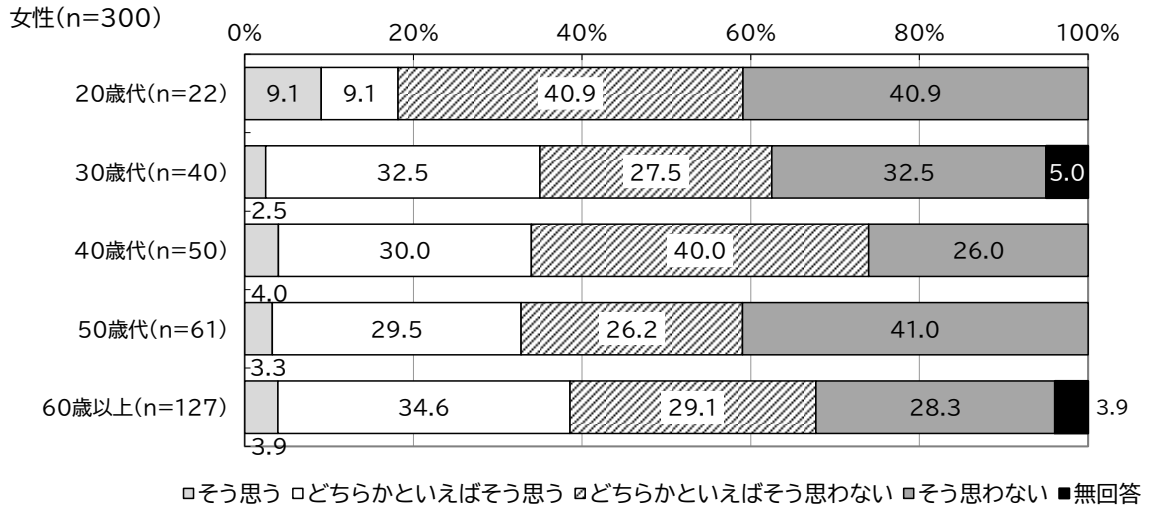
- ◆女性、男性の若い層では『否定的意見』（女性 20 歳代 81.8%、男性 30 歳代 67.7%）が多数を占めるが、男性の 40 歳代以上の層では『肯定的意見』（男性 60 歳以上 67.3%）が根強く残っている。
- ◆前回調査より『肯定的意見』（女性：前回 32.0%→今回 34.7%、男性：前回 37.9%→今回 54.1%）が増加。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【全体、性別】

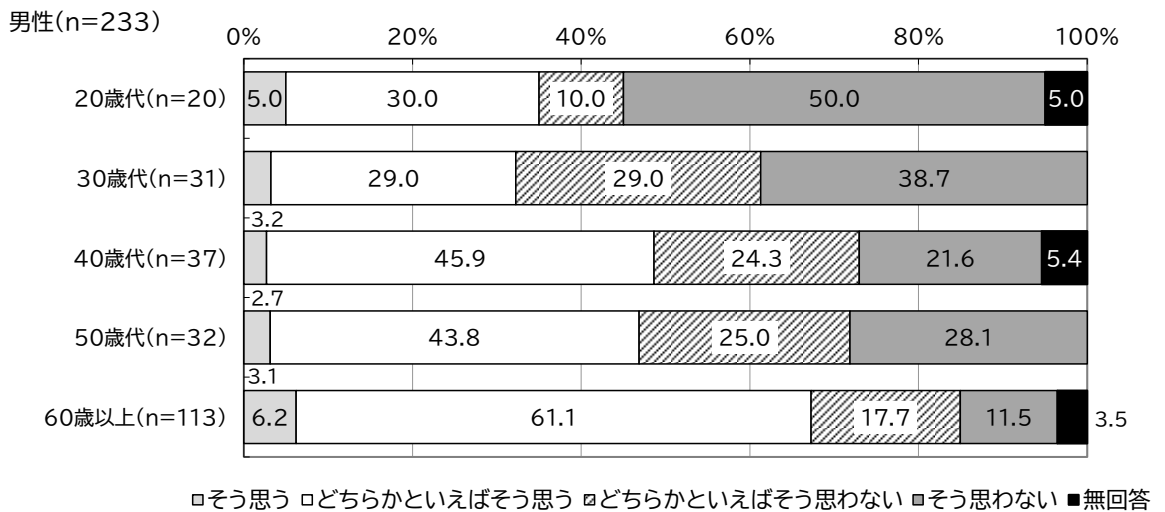


□そう思う □どちらかといえばそう思う □どちらかといえばそう思わない □そう思わない ■無回答

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【女性、年齢別】



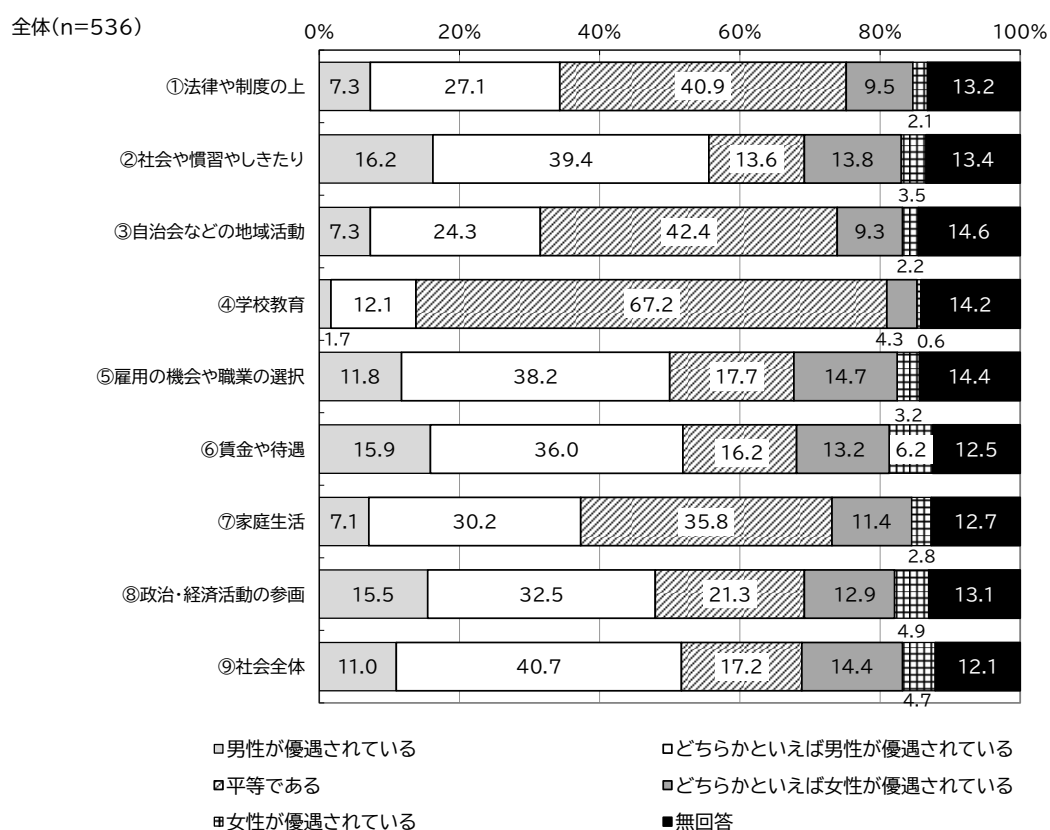
「男は仕事、女は家庭」という考え方について【男性、年齢別】



②男女平等の現状認識

- ◆社会全体をみて『男性優遇』と感じる割合が、女性では 56.0%、男性では 46.0%。
- ◆前回調査より『男性優遇』と感じる割合がやや減少（前回調査：女性 59.5%、男性 48.2%）。
- ◆『男性優遇』と感じる割合は、女性・男性ともに、社会や慣習やしきたり、賃金や待遇、雇用の機会や職業の選択などで多い。

男女平等の現状認識【全体】

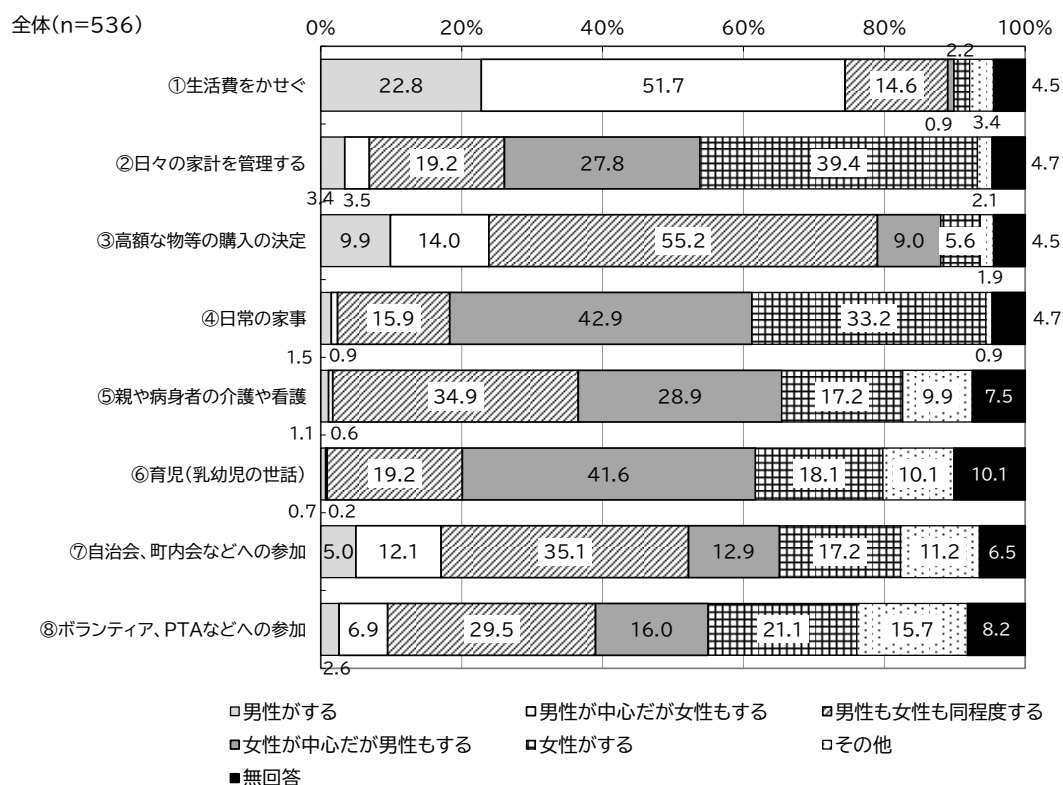


③家庭における役割意識

- ◆「生活費をかせぐ」は『男性が中心』、日常の家事、日々の家計を管理する、育児（乳幼児の世話）については『女性が中心』の役割分担意識がみられる。
- ◆役割分担意識の傾向は前回調査と同様となっている。

家庭における役割意識

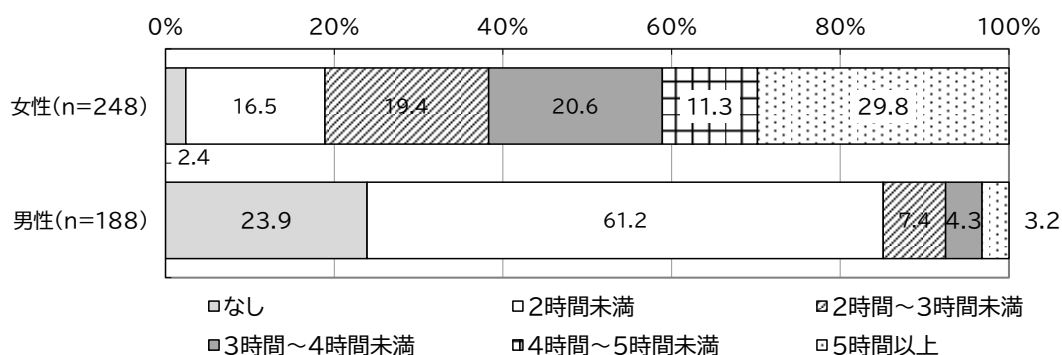
(単位：%)	男性が中心	両方	女性が中心
①生活費をかせぐ	74.5	14.6	3.1
②日々の家計を管理する	6.9	19.2	67.2
③高額な物等の購入の決定	23.9	55.2	14.6
④日常の家事	2.4	15.9	76.1
⑤親や病身者の介護や看護	1.7	34.9	46.1
⑥育児（乳幼児の世話）	0.9	19.2	59.7
⑦自治体、町内会などへの参加	17.1	35.1	30.1
⑧ボランティア、PTAなどへの参加	9.5	29.5	37.1



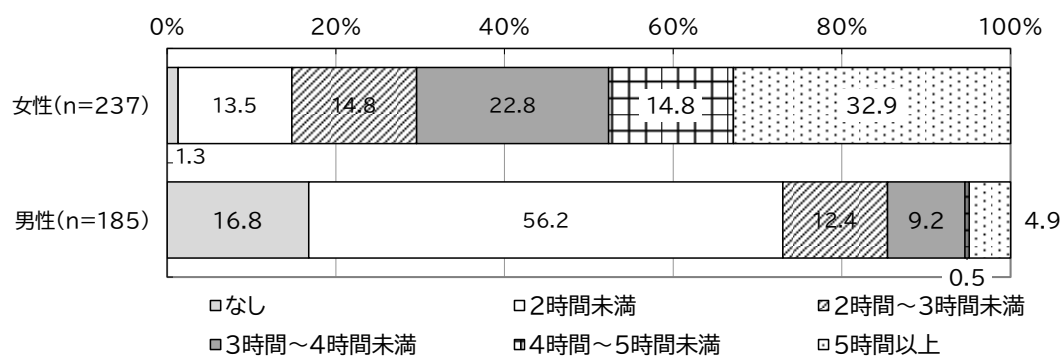
④家事にかかわる時間

- ◆家事に関わる時間については、性別で大きな差がみられ、女性では「5時間以上」が約3割となっている一方、男性では「2時間未満」が多い。
- ◆平日と休日での家事時間をみると、休日では男性の2時間以上の割合が増加する。

平日で家事にかかわる時間【性別】



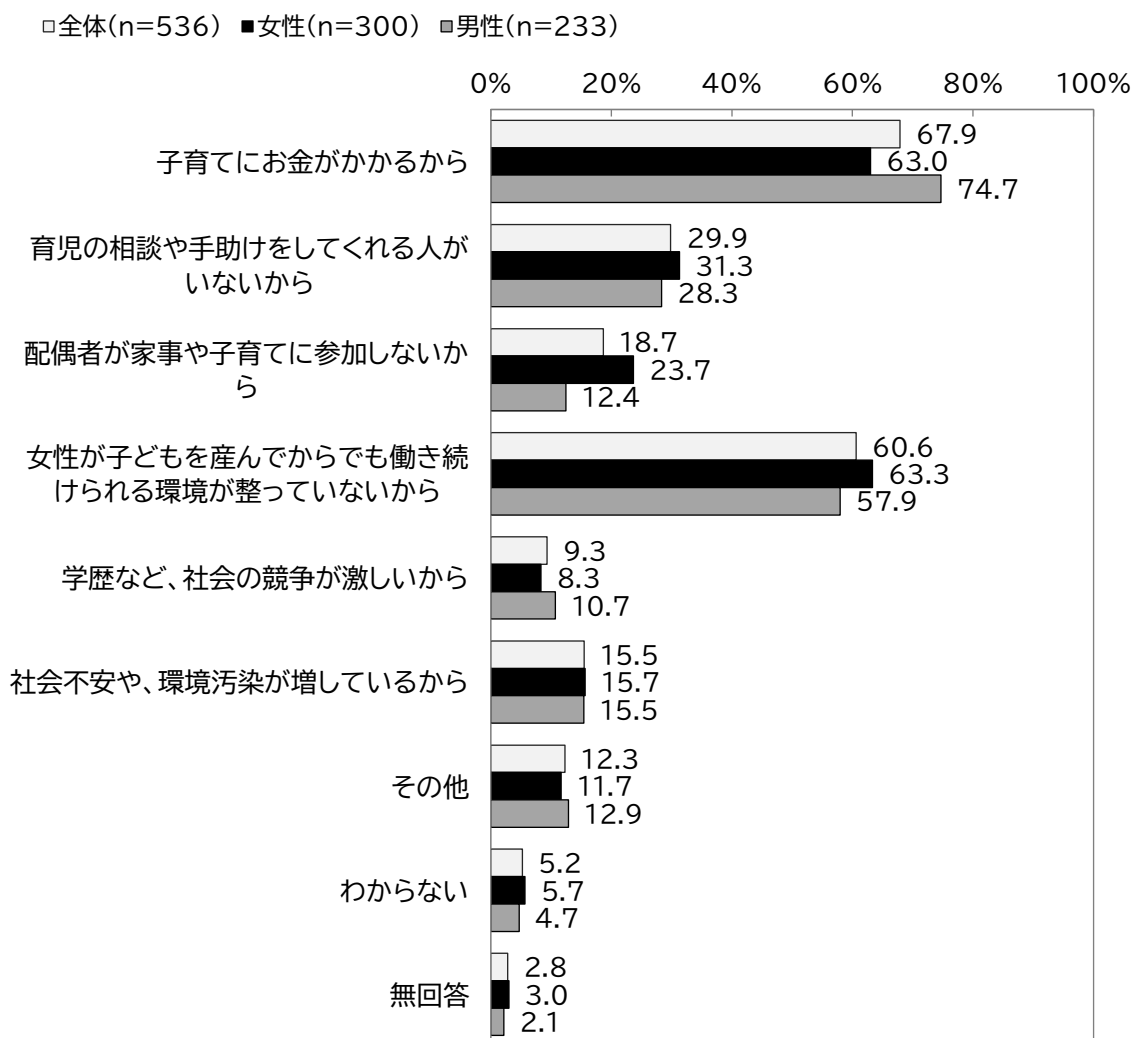
休日で家事にかかわる時間【性別】



⑤少子化の原因

- ◆女性・男性ともに「女性が子どもを産んでからでも働き続けられる環境が整っていないから」、「子育てにお金がかかるから」が上位を占める。
- ◆女性では「女性が子どもを産んでからでも働き続けられる環境が整っていないから」と回答する割合が多く、男性を5.4ポイント上回る。
- ◆男性では「子育てにお金がかかるから」と回答する割合が多く、女性を11.7ポイント上回る。

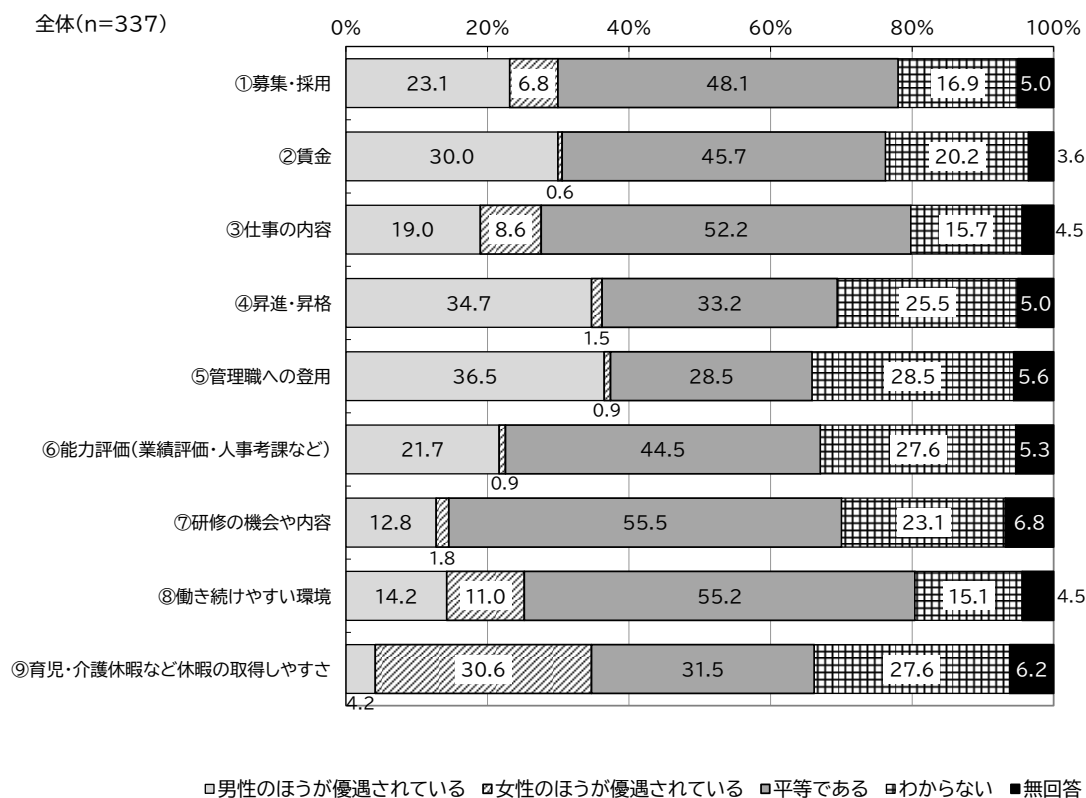
少子化の原因【全体、性別／複数回答】



⑥職場における男女の待遇の差

◆男性が優遇されていると思う項目は、⑤管理職への登用（36.5%）が最も多く、次いで④昇進・昇格（34.7%）、②賃金（30.0%）などが続く。

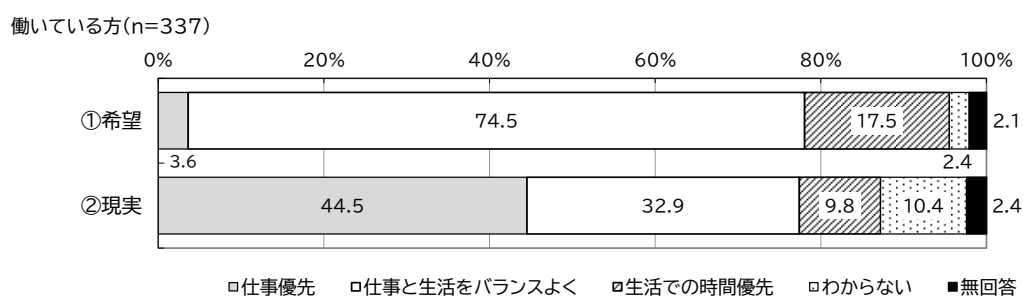
職場における男女の待遇の差【全体】



⑦ワーク・ライフ・バランスの希望と現実について

◆希望では「仕事と生活をバランスよく」だが、現実では「仕事優先」。

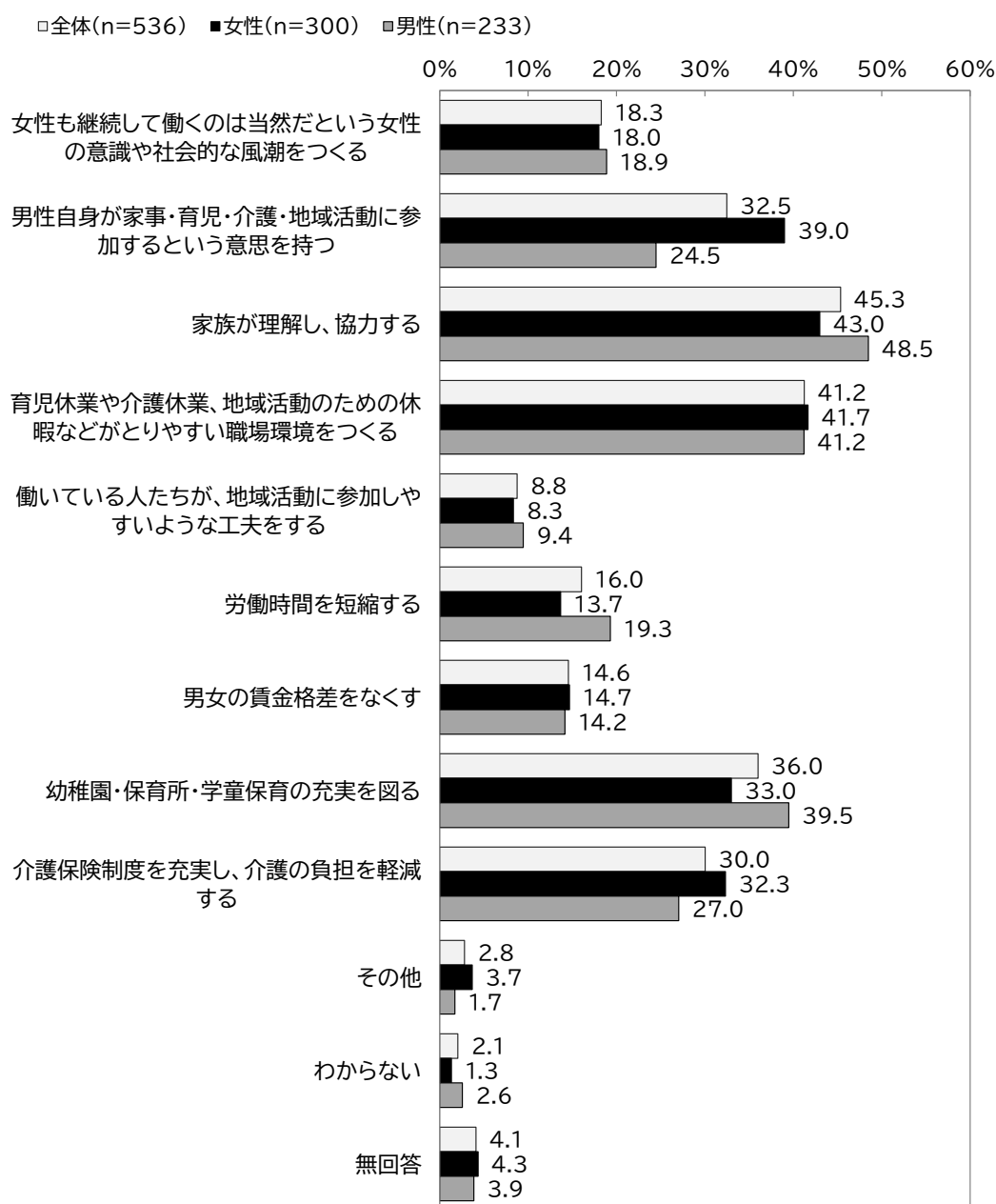
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実について【就労状況別：働いている】



⑧仕事と生活の調和に必要なこと

- ◆「家族が理解し、協力する」が最も多く、次いで「育児休業や介護休業、地域活動のための休暇などがとりやすい職場環境をつくる」、「幼稚園・保育所・学童保育の充実を図る」、「男性自身が家事・育児・介護・地域活動に参加するという意思を持つ」の順。
- ◆女性では「男性自身が家事・育児・介護・地域活動に参加するという意思を持つ」割合が男性を約14ポイント上回り、男性に対する家事・育児等への参加要望が強い。

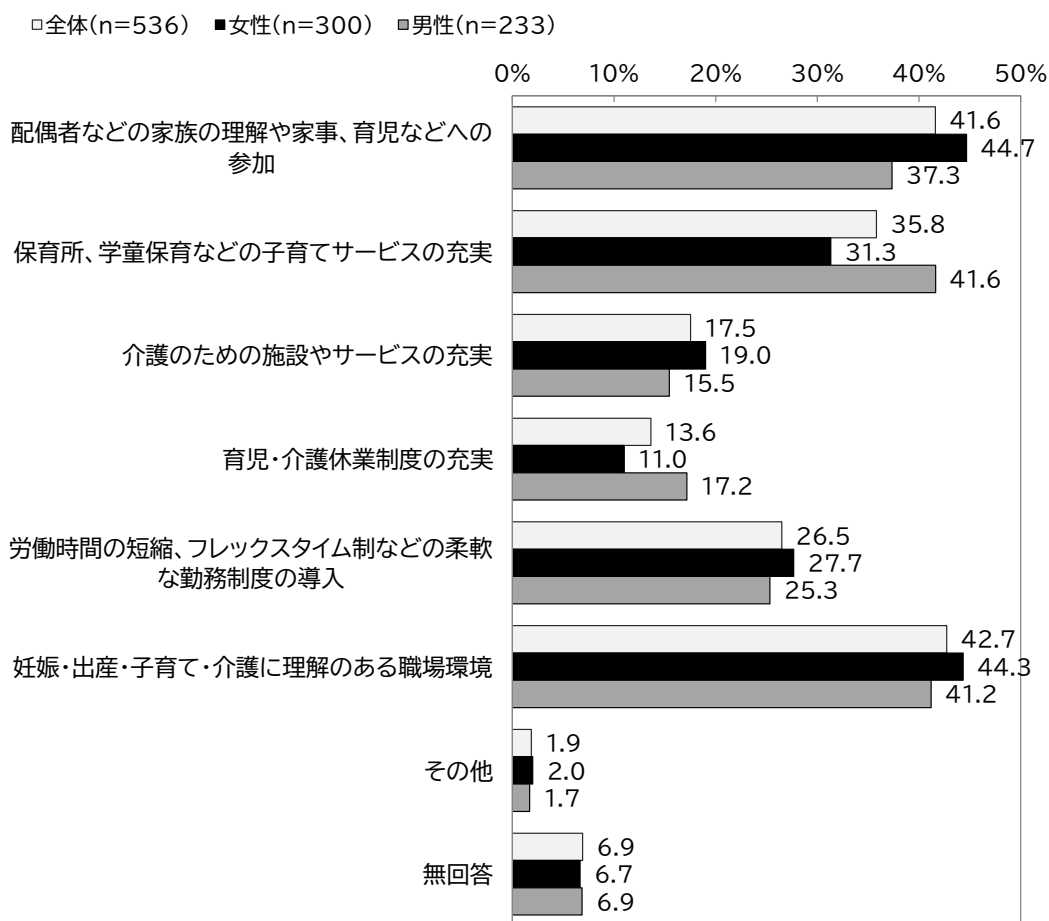
仕事と生活の調和に必要なこと【全体、性別／複数回答】



⑨女性が働き続けるために必要なこと

- ◆「妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境」が最も多く、次いで「配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加」、「保育所、学童保育などの子育てサービスの充実」の順。
- ◆女性では「配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加」と回答する割合が多く、男性を7.4ポイント上回る。
- ◆男性では「保育所、学童保育などの子育てサービスの充実」と回答する割合が多く、女性を10.3ポイント上回る。

女性が働き続けるために必要なこと【全体、性別／複数回答】

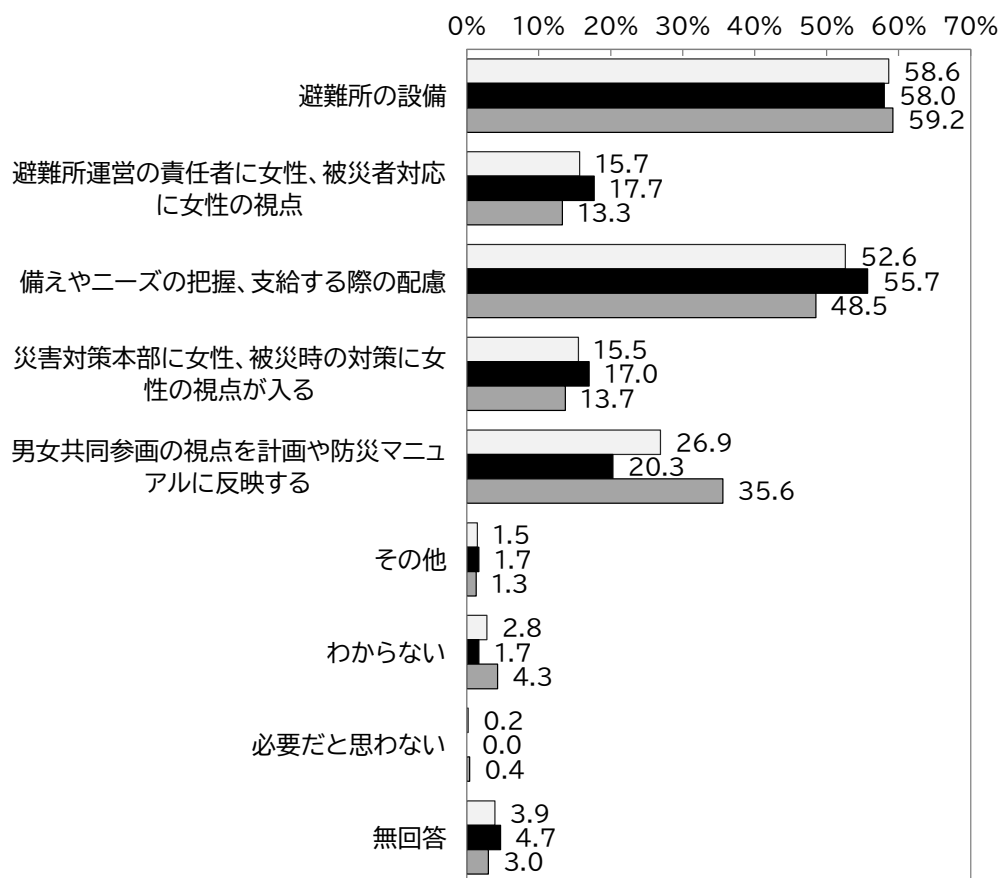


⑩防災対策において性別に配慮すべきこと

- ◆配慮すべきこととして「避難所の設備」が最も多く、次いで「備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が続く。
- ◆女性では「備えやニーズの把握、支給する際の配慮」への要望が男性を7.2ポイント上回る。

防災対策において性別に配慮すべきこと【全体、性別／複数回答】

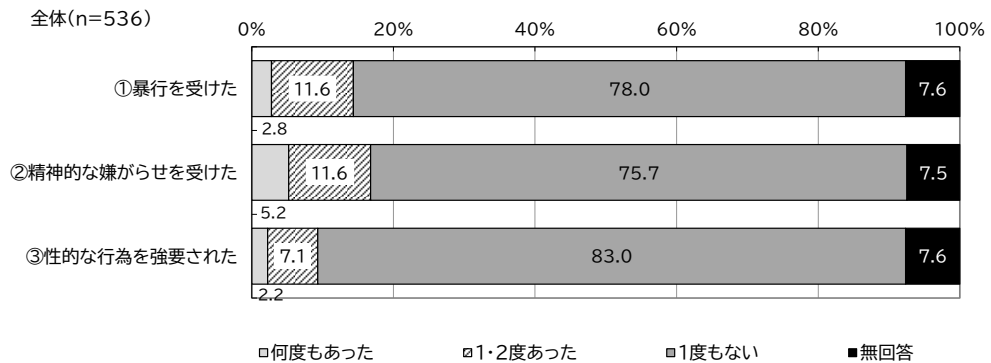
□全体(n=536) ■女性(n=300) ▨男性(n=233)



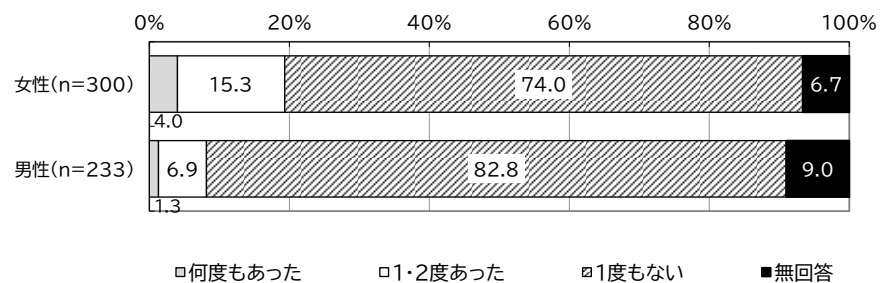
⑪交際相手や配偶者等から受けたDV

- ◆「何度もあった」は『②精神的な嫌がらせを受けた』で最も多い。
- ◆『①暴行を受けた』、『②精神的な嫌がらせを受けた』、『③性的な行為を強要された』の3項目ともに、「何どもあった」、「1・2度あった」の割合が女性で多い。

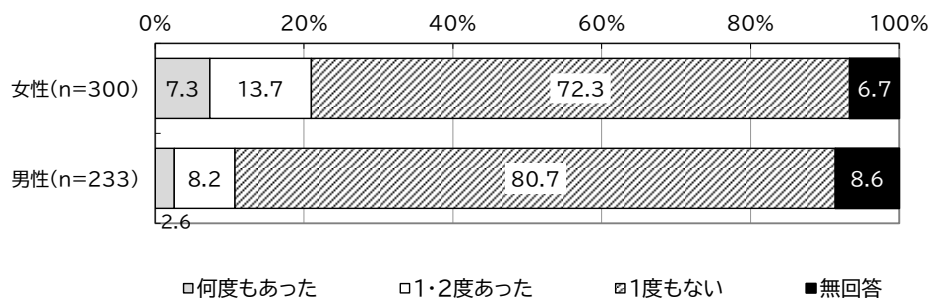
交際相手や配偶者等から受けたDV【全体】



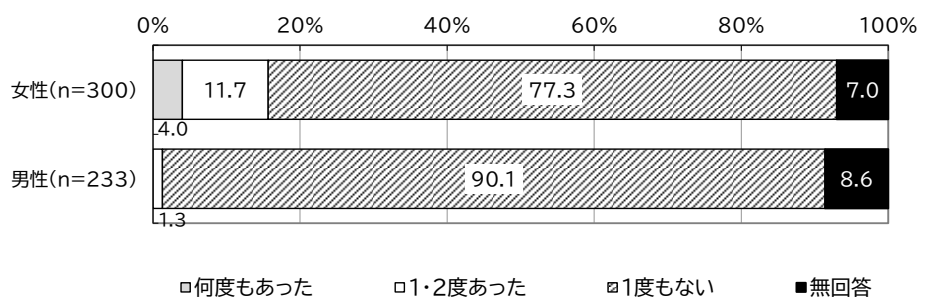
①暴行を受けた【性別】



②精神的な嫌がらせを受けた【性別】



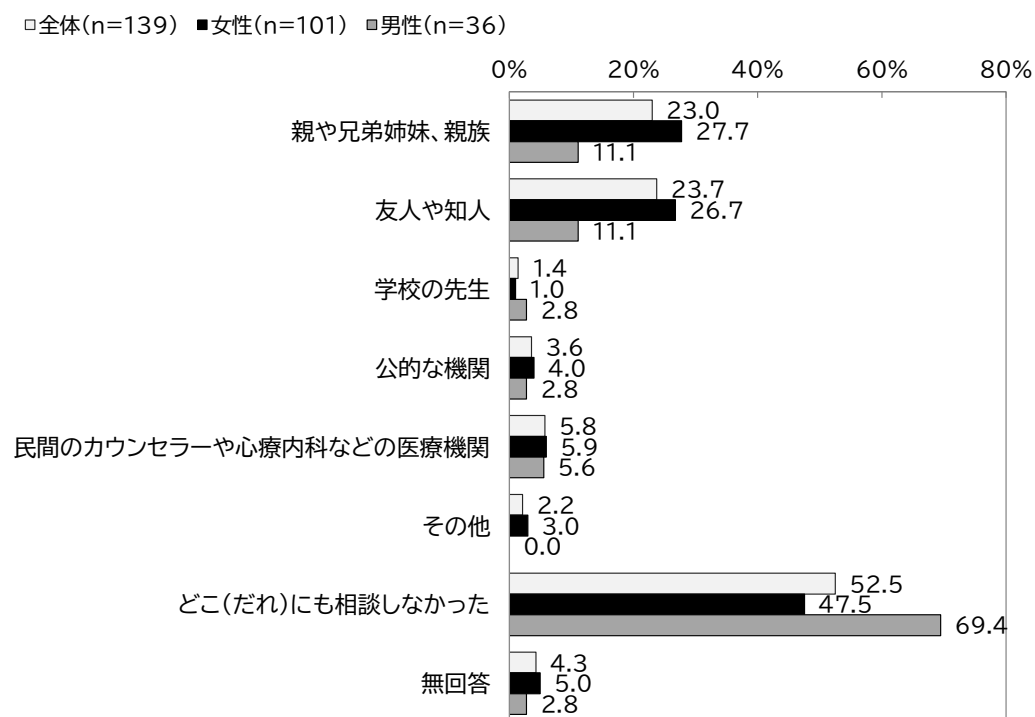
③性的な行為を強要された【性別】



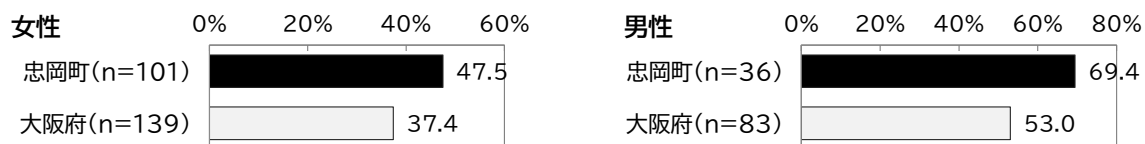
⑫ DV等の相談相手

- ◆「どこ（だれ）にも相談しなかった」が女性・男性ともに最も多い。
- ◆「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合は女性・男性ともに府の調査結果より多い。

DV等の相談相手【全体、性別／複数回答】



「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合の比較【大阪府調査結果との比較】

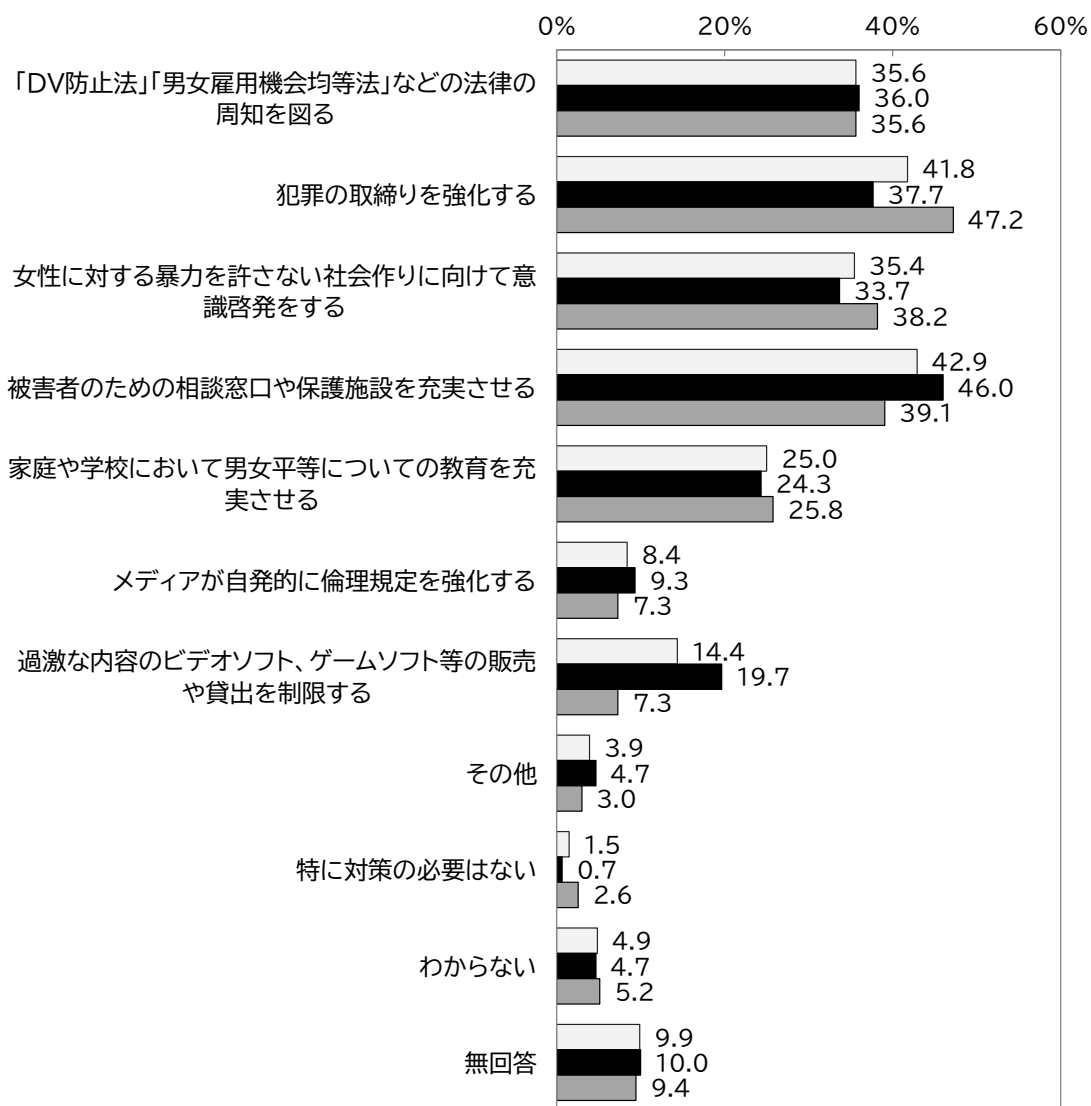


⑬ DV等をなくすために必要なこと

◆女性では「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」、男性では「犯罪の取締りを強化する」が最も多い。

DV等をなくすために必要なこと【全体、性別／複数回答】

□全体(n=536) ■女性(n=300) ▨男性(n=233)



4. 課題の整理

本町を取り巻く状況やアンケート調査結果を踏まえ、本町における男女共同参画に関する課題を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現

○職場での男女平等と誰もが働きやすい環境づくりが必要。
○女性の就労継続には行政における子育て支援サービス等の充実に加え、家庭内における「分担と協力の重要性」を啓発していくことが重要。

労働は、生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるとともに、個人の能力を生かす場でもあります。

本町においても多くの女性が社会で重要な役割を担い、活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性も増しています。

また、地域経済の持続的な発展という観点から、少子高齢化・人口減少が見込まれる状況においては、これまで以上に、誰もが、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していく必要があります。

本町における年齢5歳階級別の女性労働力率は全国に比べて低く、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられ、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入することが推測されます。

また、アンケート調査によれば、職場における男女の待遇の差について、多くの項目では「平等である」が多数を占めるものの、管理職への登用、昇進・昇格、賃金では依然として男性優遇である結果となっています。

女性が働き続けるために必要なこととしては、「妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境」が最も多く、次いで「配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加」、「保育所、学童保育などの子育てサービスの充実」が続く結果となっています。

しかし、男性の家事に関わる時間について、女性では「5時間以上」が約3割となっている一方、男性では「2時間未満」が約6割となっており、依然として男性が長時間労働の状況にあり、家事・育児・介護などの負担が女性に偏っていることがうかがえます。

そのため、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及など、家庭や働く場における男女共同参画を推進する必要があります。

(2) 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

○配偶者等からの暴力は女性で被害を受ける人が多く、被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」が多い。

配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

配偶者等からの暴力は、女性の人権を軽視する社会構造や経済力の弱さ等から女性が被害者であることがほとんどであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題です。

アンケート調査によれば、DVに関して、『①暴行を受けた』、『②精神的な嫌がらせを受けた』、『③性的な行為を強要された』の3項目ともに、「何度もあった」、「1・2度あった」の割合が女性で多い結果となっています。

また、配偶者等から暴力を受けたことがあると回答した人に、どこに相談したかをたずねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、相談しなかったと回答する割合が府でのアンケート調査結果より多い傾向がみられます。

このため、暴力を許さない社会意識の醸成や、配偶者等からの暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実させる必要があります。

(3) さらなる男女共同参画の意識向上

○依然として残る性別による固定的な役割分担意識の解消。

男女共同参画社会は、誰もが問わず自らの意志により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるべき社会であるといえます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行が、様々な場面において、その人の能力や生き方の選択の幅を狭めている可能性があります。

アンケート調査においては、女性より男性が優遇されていると感じている人が多く、特に「社会通念やしきたり」については平等と感じている割合が1割強にとどまる一方、男性優遇と感じている割合は約半数以上を占めており、このような意識が、女性の社会参画を妨げる要因の1つとなっている様子がうかがえます。

また、「男は仕事、女は家庭」という考えについて、女性、男性の若い層では『否定的意見』が多数を占めていますが、男性の40歳代以上の層では『肯定的意見』が根強く残っています。

このため、一人ひとりが自分の中にある、固定的な性別役割分担意識に気付き、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、啓発活動を積極的に展開する必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、誰もが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

このため、「みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気なまち」を計画推進のキャッチフレーズに掲げ、住民と町行政が力をあわせ、人権が尊重され、配偶者等への暴力等あらゆる暴力がない社会、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

基本 理念

男女共同参画の実現を目指すまち ただおか

計画推進のキャッチフレーズ

みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気なまち

2. 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」について、3の基本目標を設定するとともに、それぞれの「基本施策」を定めます。

基本目標 1 お互いを認め合う社会づくり

性別による機会の制限がなく、あらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画に関する意識啓発や広報活動を推進するとともに、教育の場面で人権意識や男女平等意識を育むための多様な取り組みを推進します。

基本目標 1 基本施策	1－1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	⇒31 ページ
	1－2. 学習の場における男女共同参画の意識づくり	⇒33 ページ

基本目標 2 誰もが活躍できる社会づくり

【女性活躍市町村推進計画】

働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及など、家庭や働く場における男女共同参画を推進します。

また、地域活動をはじめ、防災体制づくりに男女共同参画の視点を取り入れ、誰もがあらゆる分野に参画し、活動できる地域づくりを進めます。

さらに、行政の審議会をはじめ各種審議会・委員会や、地域団体の長や役員、職場の管理職など、これまで男性中心になりがちだった政策や方針決定過程への女性の参画を一層推進します。

町においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

基本目標 2 施策の方向	2－1. 女性が活躍できる基盤づくり	⇒35 ページ
	2－2. 働く場における男女共同参画の促進	⇒37 ページ
	2－3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	⇒39 ページ
	2－4. 地域社会における男女共同参画の推進	⇒41 ページ

基本目標 3 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力は、女性の人権を軽視する社会構造や経済力の弱さ等から女性が被害者であることがほとんどであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題であることから、暴力を許さない社会意識の醸成や、配偶者等からの暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実させ、暴力の根絶を目指します。

また、女性特有の健康問題に配慮し、誰もが生涯を通じた健康づくりの支援を図ります。

さらに、誰もが、いきいきと暮らすための条件として、高齢者や障がい者への支援、総合的な福祉サービスの充実による介護等への男女共同参画の促進を図ります。

基本目標 3 施策の方向	3－1. あらゆる暴力を根絶する社会づくり 【配偶者暴力防止市町村基本計画】	⇒44 ページ
	3－2. 生涯を通じた健康づくりへの支援	⇒46 ページ
	3－3. 誰もが安心できるまちづくりの推進	⇒48 ページ

3. 施策の体系

「基本目標」と「施策の方向」に基づいて、次の体系図に示すような施策の展開を図っていきます。

基本目標	キーワード	基本施策	施策の方向
基本目標 1 お互いを認め合う社会づくり	ともに理解し合う	1-1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(1) 人権を尊重する意識づくり (2) 男女共同参画の理解促進
	等しく学ぶ	1-2 学習の場における男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進 (2) 多様な社会教育機会の充実
基本目標 2 誰もが活躍できる社会づくり 【女性活躍市町村推進計画】	社会で活躍する	2-1 女性が活躍できる基盤づくり	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進 (2) 女性の人材の育成支援
	安心して働く	2-2 働く場における男女共同参画の促進	(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進 (2) ともに働きやすい職場環境の整備促進
	仕事と生活を両立する	2-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進 (2) 仕事と子育て・介護の両立への支援
	地域で活躍する	2-4 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 防災分野における男女共同参画の推進
基本目標 3 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり	暴力をなくす	3-1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり 【配偶者暴力防止市町村基本計画】	(1) 暴力を許さない意識づくり (2) きめ細かな相談支援体制づくり
	健やかに暮らす	3-2 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 (2) 母子保健の充実
	ともに支え合う	3-3 誰もが安心できるまちづくりの推進	(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 地域福祉の推進と生活支援の充実

女性活躍市町村推進計画

配偶者暴力防止市町村基本計画

4. 重点施策

本計画では、3つの基本目標に基づき様々な施策を展開していきますが、町の現状や、国・府の動向等を踏まえ、特に対応すべき施策を重点施策として設定し、積極的な推進を図ります。また、実行性を高めるため数値目標を設定します。

重点施策1 女性が働きやすく活躍できる環境づくり

女性が働きやすく活躍できる環境づくりに向け、女性が働きやすい職場環境づくりの促進や再就職支援を行います。さらに、男性が家事・育児、介護等の家庭生活に積極的に参加できるよう啓発を行います。また、保育サービスの充実とともに仕事と育児や介護を両立できる環境づくりを進めます。

関連する主な施策・事業

- ・関係機関と連携した女性の再就職支援
- ・多様な就労形態の導入など職場環境づくりの啓発
- ・多様な保育サービスの充実
- ・放課後児童対策の充実
- ・男性の家庭生活への参画促進

目標指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)	測定あるいは 取得の方法
待機児童数	4人	0人	現状値は令和元年4月1日
30～34歳の女性労働力率	62.6%	66% (4%増加)	平成27年国勢調査
35～39歳の女性労働力率	61.2%	65% (4%増加)	平成27年国勢調査
男性の家事時間(平日)で「なし」と回答した割合	23.9%	16% (7%減少)	アンケート調査

重点施策2 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が相談できるよう、相談窓口の周知を行うとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。

関連する主な施策・事業

- ・ あらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ・ 相談窓口の周知と相談体制の充実

目標指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)	測定あるいは 取得の方法
暴行を受けたと回答した割合	14.4%	9% (5%減少)	アンケート調査 (「何度もあった」、「1・2度あった」の合計)
「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合	52.5%	45% (7%減少)	アンケート調査

重点施策3 誰もが、自分らしく暮らせる環境づくり

依然として性差による固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女平等意識を育むための多様な啓発活動を充実させるとともに、LGBT(性的マイノリティ)、SOGI(性的指向及び性自認)についての理解促進を進め、誰もが、自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

関連する主な施策・事業

- ・ 固定的な性別による役割分担の解消に向けた意識啓発
- ・ SOGI(性的指向及び性自認)についての理解促進
- ・ 心のバリアフリーの促進

目標指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)	測定あるいは 取得の方法
男性の「男は仕事、女は家庭」という考えについて『肯定的意見』の割合	54.1%	44% (10%減少)	アンケート調査

第4章 施策の展開

基本目標1 お互いを認め合う社会づくり

1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

ともに
理解し合う

現状と課題

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本的な考え方です。

本町では、人権の尊重と男女の平等について、これまでに広報紙等による啓発や周知、学校教育等における人権教育を通じ、男女平等についての意識の啓発を進めてきました。

しかし、アンケート調査結果によれば、男女の地位をみても、学校教育の場においては比較的男女平等が浸透していますが、その他の項目では依然として男性優遇意識の高さが目立っています。特に「社会や慣習やしきたり」では55.6%が男性優遇意識を示しています。

男女共同参画基本法の理念の1つである「社会における制度又は慣行についての配慮」は、このような現状を踏まえ、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させていく考えが背景にあります。

また、LGBTなどの当事者は、SOGI（性的指向及び性自認）を理由とする差別や偏見等の周囲の無理解によって生きづらさを抱えています。性の多様性について効果的な啓発を検討し、性の在り方が尊重されるよう意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向

（1）人権尊重の意識づくり

性別や年齢、国籍や障がいの有無などを超えて、住民一人ひとりがお互いを認め合うノーマライゼーションの理念の普及など、男女共同参画社会形成に向けての根底をなす人権教育・啓発を進めます。

■主な施策・事業

①人権問題に関する学習機会の提供と啓発

- ・広報紙・ホームページ・その他のあらゆる媒体を活用し、人権についての広報啓発活動を進めます。

②人権教育の推進

- ・すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の推進を図ります。

③人権に関する講演・講座等の実施

- ・人権に関する講演・講座等を開催し、人権についての意識啓発を図ります。

④SOGI（性的指向及び性自認）についての理解促進

- ・LGBT（性的少数者）への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、SOGI（性的指向及び性自認）についての理解の促進を図ります。

（２）男女共同参画の理解促進

住民や行政職員が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、身近なところから男女平等を阻害している慣行等を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。

また、「男性だから」、「女性だから」という性差による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。

■主な施策・事業

①固定的な性別による役割分担の解消に向けた意識啓発

- ・広報紙・ホームページ・その他のあらゆる媒体を活用し、男女共同参画についての広報啓発活動を進めます。

②男女共同参画に関する講演・講座等の開催

- ・住民や企業等の男女共同参画への理解や知識を深めるための啓発資料の配布や講演会・講座等を開催します。

③男女共同参画に関する情報提供

- ・男女共同参画に関する情報収集・情報提供に努めます。

④意識調査の実施

- ・定期的に住民等に対する意識調査を実施し、実態把握と啓発効果の検証に努めます。

⑤町職員に対する意識啓発

- ・各施策の推進に当たって男女共同参画の視点が持てるよう、町職員の理解を深めるための情報提供・研修を実施します。

2. 学習の場における男女共同参画の推進

等 学 し く
ぶ

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がありますが、その基礎となるのが教育です。

特に、乳幼児期、学童期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、保育所や幼稚園、学校等における保育や教育は、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っています。

人権尊重や男女平等についての意識を育み、次代を担う子どもたちが、性別に関わりなくのびのびと、個性を発揮できるような保育や教育を推進していくことが必要です。

そのため、まず大人から意識を変え、子ども一人ひとりが、その子らしい多様な生き方を選択できるように、子どもの育ちを見守り、支援していくことが大切です。

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

- ・男女平等の視点に立って次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して育つよう、保育所や幼稚園、学校等における保育や教育において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取り組みを進めます。

■主な施策・事業

①男女共同参画意識を育む教育内容の充実

- ・児童・生徒が男女共同参画・人権にかかわる意識を身に付けるよう教育の充実を図ります。
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず幅広い選択ができるよう、個性と能力を尊重した進路指導を推進します。

②男女平等教育の推進

- ・学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、男女共同参画に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。

③性に関する教育の推進

学校における保健学習を充実し、児童・生徒に思春期における心と身体の発達について理解させ、性と生命を尊重することを啓発します。

(2) 多様な社会教育機会の充実

生活習慣の中に依然として根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を解消し、男女平等観の形成を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における男女共同参画についての理解を促進するため、男女平等を推進する講演会や講座などを行い、また、学校教育以外の場における教育・学習機会の充実に努めます。

■主な施策・事業

①男女共同参画を推進する学習機会・講演会等の充実

- ・男女共同参画に関する講演会等の開催とともに、男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習講座を実施し、幅広い年齢の住民が男女共同参画について学習できる機会を確保します。
- ・講演や講座の開催の際には、誰もが参加しやすい環境整備を図ります。

②家庭や家事・育児・介護等に関する男女平等教育の普及

- ・男性の家庭生活への参画を促進するため、男性も参加しやすい家事・育児・介護等についての学習機会を提供します。

基本目標２ 誰もが活躍できる社会づくり

社会で
活躍する

1. 女性が活躍できる基盤づくり

現状と課題

現在、政治・経済をはじめとした社会のあらゆる分野において、女性の参画を推進するとともに、誰もが互いに支え合い、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が求められています。

本町においては、既に女性が代表や役員となって活躍している組織や事業所等がありますが、今後、方針決定過程への女性の参画が一層進むよう取り組んでいく必要があります。

一方、誰もが社会の対等な構成員として、行政における政策の立案・決定の場へと積極的に参画していくことにより、住民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へと反映されていくことが期待できますが、現状では、女性の参画は依然として少ない状況にあります。

また、町行政においては、男女共同参画社会の実現に向けて、民間事業所等の模範となるような職場づくりが求められているという側面にも配慮する必要があります。

本町では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の採用や幹部職員への登用に向け、女性職員の職業生活における課題への対応を進めています。

こうした現状を踏まえ、町行政をはじめ様々な分野で、女性の活躍の場を広げていく施策の充実が求められます。

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

誰もが互いに支え合い、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりと、それに伴う地域経済のより一層の活性化を図るため、事業所等に対して、方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

また、庁行政における審議会等委員への女性の参画を促進するため、町行政に関心を持つよう啓発を進めるとともに、町行政のあらゆる場面や審議会などへ女性の積極的な登用促進に努めます。

■主な施策・事業

①事業所等での経営・運営方針決定の過程への女性の参画の促進

- ・女性活躍推進法の趣旨、理念について、様々な機会を通じて啓発に努めます。
- ・企業等に対し、セミナーの開催や情報誌などにより女性の管理職等への積極的登用について啓発します。

②審議会等への女性登用の推進

- ・各種審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

(2) 女性の人材育成支援

商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や、情報提供などの取り組みを図ります。

女性活躍推進法第8条に基づく、一般事業主行動計画の策定について、府や関連団体とも連携しながら、労働者数300人以下の企業にも広がるよう、一般事業主行動計画の策定促進を図ります。

庁内では、性別に関わりなく、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。また、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

■主な施策・事業

①商工会など各種団体や事業所等への理解と協力の働きかけ

- ・女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画の策定について、府や関係団体と連携しながら、労働者数300人以下の企業に対して、一般事業主行動計画の策定を呼び掛けます。

②女性リーダーの育成

- ・女性のチャレンジを応援するため「忠岡町文化会館」を中心とした女性リーダーの育成を図ります。

②女性職員の管理職への登用促進

- ・女性職員の職域拡大と管理職への登用を促進するため、職員研修の充実や適正な人事配置を徹底し、女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりに努めます。

2. 働く場における男女共同参画の推進

安心して
働く

現状と課題

本町においては、20代から50代の女性の労働力率が、全国よりも低い傾向にあり、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ」傾向がみられます。

また、アンケート調査によれば、職場における男女の待遇の差について、「男性のほうが優遇されている」は、⑤管理職への登用（36.5%）で最も多く、次いで④昇進・昇格（34.7%）、②賃金（30.0%）が続き、多くの項目では「平等である」が多数を占めるものの、依然として男性優遇であることがうかがえます。

また、女性が働き続けるために必要なことについては、「妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境」が最も多く、次いで「配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加」、「保育所、学童保育などの子育てサービスの充実」の順となっており、職場での働きやすい環境づくりが求められています。

働くことは生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるとともに、個人の能力を生かす場でもあります。働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持っています。

そのため、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業継続、再就職などに対する支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

（1）雇用の機会均等と待遇の確保の促進

生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていけるよう努めます。

また、女性労働者の就業能力を高めるため、職業能力向上のための情報提供、能力開発等の施策を進めます。

さらに、ハローワーク等関係機関と連携して、女性の再就職支援に努めます。

農業、商工業、自営業等における男女共同参画を促進するため、意志決定の場への女性の参画促進、能力開発の支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

■主な施策・事業

①女性の起業家に対する情報の提供と育成

- ・創業に役立つ各種情報の提供とともに創業支援事業を活用した、女性起業家の育成を図ります。

②職業能力の向上に関する情報の収集と提供

- ・女性の能力開発、キャリアアップに関する様々な研修・訓練に関する情報の収集・提供を行います。

③関係機関と連携した女性の再就職支援

- ・出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、就職情報の提供や就職に関する相談・セミナーの開催など再就職支援等を行います。

④農業・自営業者等への啓発と情報提供

- ・関係団体と連携し、農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための広報活動を行います。

(2) ともに働き続けやすい職場づくり

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけるとともに、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、男女平等の視点に立った就業意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。

■主な施策・事業

①男女雇用機会均等法や労働基準法の周知など事業所等に対する広報・啓発

- ・雇用のあらゆる面で男女の平等が確保され、男女がその能力を十分発揮できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働に関する各種法律について企業や住民へ啓発を行います。

②多様な働き方への支援

- ・パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の就業条件が正規雇用者との均衡に配慮したものとなるよう、企業等への啓発に努めるとともに、非正規労働者に対する情報提供の充実を図ります。

3. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

仕事と生活
を両立する

現状と課題

少子高齢化や雇用環境の変化が進行する中、男性中心型労働慣行の見直し、仕事と家庭生活の調和を実現することは、女性の再雇用問題の解消や、政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。

アンケート調査において、働いている方にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の希望と現実についてたずねたところ、希望では「仕事と生活をバランスよく」が74.5%と7割半ばを占めますが、現実では「仕事優先」が44.5%となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスに必要なことについては、「家族が理解し、協力する」が45.3%で最も多く、次いで「育児休業や介護休業、地域活動のための休暇などがとりやすい職場環境をつくる」(41.2%)、「幼稚園・保育所・学童保育の充実を図る」(36.0%)、「男性自身が家事・育児・介護・地域活動に参加するという意思を持つ」(32.5%)が続き、家族や周囲の理解と協力をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備、子育て支援サービスの充実など、様々な施策に取り組むことが求められています。

仕事と家庭生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティアや地域活動などに一層参加しやすくなるとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上でも重要であることから、誰もがともに働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、働き方改革を促進していくことが必要です。

施策の方向

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- ・事業所等に対し、誰もが仕事と子育てや介護などを両立（ワーク・ライフ・バランス）できるように、関係機関と連携し、様々な制度の啓発に取り組みます。
- また、子育てに理解と協力が得られる職場環境づくりを働きかけます。

■主な施策・事業

①事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及を図るため、関係団体等と連携し、企業等に対して情報提供や意識啓発を推進し、その必要性の理解促進に努めます。
- ・厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」や大阪府「男女いきいき・元気宣言事業者制度」等の周知・啓発を推進し、これらの認定を受けた企業を広く紹介します。

②多様な就労形態の導入など職場環境づくりの啓発

- ・育児・介護休業などの制度を利用しやすい環境づくりを推進するよう、企業への働きかけを行います。
- ・短時間勤務やフレックスタイム制、在宅勤務など多様な生活様式に応じた多様な働き方の普及を図ります。

③各種ハラスメント防止の広報・啓発

- ・企業における各種ハラスメント防止の取り組みが進むよう、事業主、労働者等への周知を図ります。
- ・マタニティ・ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発を図ります。

（２）仕事と子育て・介護の両立への支援

誰もが働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、地域での子育て支援サービスを充実し、事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

■主な施策・事業

①多様な保育サービスの充実

- ・通常保育をはじめ、延長保育、一時保育など就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。

②放課後児童対策の充実

- ・共働き家庭の増加に伴い、放課後留守家庭児童の安全の確保と健全育成を図るために、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。

③地域の子育て支援体制の充実

- ・母子健康包括支援センターをはじめ、子育て支援拠点（地域子育て支援センター等）において、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。

④男性の家庭生活への参画促進

- ・男性の家庭生活への参画を促進するため、男性も参加しやすい家事・育児・介護等についての学習機会を提供します。

4. 地域社会における男女共同参画の推進

地 域 で
活 躍 す る

現状と課題

少子高齢化や過疎化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化など社会的環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

本町においては、自治会を中心に地域での様々なコミュニティ活動が展開されています。しかし、組織の長をはじめ、役員における女性の割合が低い傾向にあり、組織の意思決定に女性の意向が十分に反映されているとはいえない状況にあります。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくためには、幅広い分野での女性の参画を促進していく必要があります。

また、高齢者など災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者への対策、自主防災組織の活動支援など行政・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、災害発生時の避難所においては、プライバシーや衛生問題などのほか、避難場所運営に女性が十分に参画できないために、物資や環境の改善が進まなかったという運営面に関わることが指摘されています。

このため、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めていく必要があります。

施策の方向

（１）地域活動等における男女共同参画の推進

誰もが主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域活動への支援に努めます。

また、子育て支援や健康づくり、高齢者の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向けて、ボランティア活動への支援を進めます。

■主な施策・事業

①各種団体の活動支援

- ・地域や様々な分野で活躍する女性を発掘するとともに、女性のリーダーなど人材の育成を図るための研修・学習機会を充実します。

②自治会等における女性役員の登用促進

- ・自治会など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。

③ボランティア活動への参画促進・活動支援

- ・男性が職場優先の意識や生活様式を見直し、幅広い年齢層の誰もが様々な活動へ積極的に参画できるよう、住民や企業等に対して啓発を推進します。

（２）防災分野における男女共同参画の推進

地域における住民一人ひとりの安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

■主な施策・事業

①女性の視点での防災活動の促進

- ・防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。
- ・男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。

②女性に配慮した避難所運営計画の策定支援

- ・避難者のプライバシー、女性の安全・安心を守るための工夫を行い、誰にとっても安全で安心できる避難所環境づくりに向け、女性に配慮した避難所運営計画の策定支援を行います。

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

1. あらゆる暴力を根絶する社会づくり

暴力を
なくす

現状と課題

人権の尊重は生命の尊重でもあり、男女間におけるあらゆる暴力等の根絶も大きな課題です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、主に女性に対する暴力等が社会問題化しており、近年では、DVは配偶者間だけでなく、高校生や大学生など若年者の恋人間でも発生しており、若い恋人間で起きるDVは「デートDV」と呼ばれています。

アンケート調査では、交際相手や配偶者等から受けたDVについて、『①暴行を受けた』、『②精神的な嫌がらせを受けた』、『③性的な行為を強要された』の3項目についてたずねたところ、それぞれの項目で「1度もない」が多数を占めていますが、「何度もあった」は『②精神的な嫌がらせを受けた』(5.2%)で最も多くなっています。

また、配偶者等から暴力を受けたことがあると回答した人に、どこに相談したかをたずねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、被害者が相談しにくい状態にあることがうかがえます。

こうした配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組むとともに、ひとりでも多くの被害者が適切な相談先につながり、適切な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って相談先の周知を徹底することが必要となります。

また、被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、避難先が加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底することが求められています。

さらに、被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活をはじめるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

施策の方向

(1) 暴力を許さない意識づくり

DVなど、男女間の暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。

暴力の発生を防ぐには、若い頃から、性別にかかわらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。

そのため、学校教育や広報等を通じて、若年者向けに意識啓発を図るとともに、福祉、学校関係者等に対するDVに関する理解を深めることで暴力の防止を図ります。

■主な施策・事業

①あらゆる暴力を許さない意識の啓発

- ・各種講座・広報紙や啓発資料等、あらゆる機会、媒体を活用して、男女間の暴力を許さない意識を高めるための啓発と情報提供を行います。

②各種ハラスメントの防止、ストーカー被害の防止対策の推進

- ・各種ハラスメントやストーカー行為の防止に向けた意識啓発を推進するとともに、各種ハラスメント等の相談窓口の周知を図ります。

(2) 安心できる相談体制づくり

暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。

府の女性相談センターや子ども家庭センターをはじめ、岸和田子ども家庭センター、警察など関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。また、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

■主な施策・事業

①相談窓口の周知と相談体制の充実

- ・広報紙、ホームページ等を通じて、DVに関する相談窓口の周知を図ります。
- ・DV被害者が相談しやすい環境の整備と相談体制の充実を図ります。

②関係機関との連携強化による被害者支援の充実

- ・被害者保護のため、関係部署をはじめ、府や警察署等の関係機関との連携強化を図ります。
- ・被害者の自立支援に向けた法律相談や就労・子育て支援、経済面での援助や住宅確保等、関係機関と連携しながら、総合的に自立支援を推進します。

③加害者への対応など被害者の保護の徹底

- ・DV被害者の緊急時における安全を確保するため、一時保護の支援を行います。

2. 生涯を通じた健康づくり

健やかに
暮らす

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、まずは男女がお互いを尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

近年は、女性の人権を尊重し、女性が自らの体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方が重要な権利の1つとして認識されるようになりました。

人生100年時代（女性の51.1%が90歳まで生存）を迎え、誰もが健康に暮らしていくためには、性や妊娠・出産などに関する理解はもちろんのこと、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する情報を入手し、適切な保健・医療サービスを利用できる環境を整備することが必要です。

特に女性は各ライフステージを通して、男性とは異なる身体上的変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取り組みを推進する必要があります。

本町では、平成27年3月に策定した「忠岡町健幸づくり・食育推進計画」において、住民の健康づくりと様々な疾病予防対策を推進しているところですが、今後も引き続き、誰もが健康づくりに取り組めるよう、より一層支援していくことが重要です。

施策の方向

(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、誰もが生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。

■主な施策・事業

①ライフステージに応じた健康づくりの推進

- ・男女それぞれの特有の病気や健康状態に関する情報提供や意識啓発を実施するとともに、性別に応じた健康診査・各種がん検診・健康診査後の指導、また、過労死・自殺予防も含めた心の健康相談等を推進します。

②正しい性への理解を促進する教育の推進

- ・性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた保健授業を行います。

(2) 母子保健の充実

妊娠や出産、育児に関しての適切な健康の保持増進ができるよう、途切れのない支援など総合的な対策を推進します。

■主な施策・事業

①母子保健事業の推進

- ・女性の妊娠・出産にかかわる機能の重要性や、妊娠・出産等にかかわる男女双方の責任意識について啓発します。
- ・妊産婦、乳幼児の各種健康診査の充実と受診勧奨を図り、関係機関との連携のもと、母子と寄り添いながら育児不安の解消や発達段階に応じた途切れのない支援を行います。

②妊娠、出産等への支援の充実

- ・不妊治療に関する経済的負担を軽減するための各種助成金制度や相談窓口の紹介を行います。

3. 誰もが安心できるまちづくりの推進

健やかに
暮らし

現状と課題

本町の65歳以上の高齢化率は27.4%（平成27年国勢調査）となっており、全国（26.6%）、大阪府（26.1%）をやや上回る水準となっています。

このような中、高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者が増加し、家族介護力の低下などにより、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。こうした在宅介護の負担が女性に偏らないよう、介護も男女がともに担うことの啓発や介護知識の普及を図る必要があります。

また、寝たきりや介護状態にならないための介護予防等の施策を一層推進するとともに、高齢者が地域の中でいきいきと充実した生活を送れるよう、地域での交流活動の充実やボランティア活動等への参加を促進する必要があります。

障がい者については、本人や家族の高齢化が進む中、その自立に対する支援が課題となっており、地域での支援体制を充実していく必要があります。

核家族化や地域における人間関係の希薄化など、家族や地域のつながりが弱まりつつある中で、様々な困難に直面している人への支援が必要であり、ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者など、特にそのような人たちが女性である場合、さらに複合的に困難な状態に置かれやすいことから、適切な支援が必要になります。

施策の方向

（1）誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

年齢・障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活できるよう、ユニバーサルデザインの推進等とともに、LGBT（性的マイノリティ）や外国人住民への理解・配慮など心のバリアフリーを進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

■主な施策・事業

①道路環境・公共施設等の整備

- ・道路や公共施設等において、高齢者や障がい者に配慮したユニバーサルデザイン・バリアフリーによるまちづくりに努めます。

②心のバリアフリーの促進

- ・ L G B T（性的マイノリティ）など、性自認・性的指向を要因に差別されることがなく、配慮された環境づくりを進めます。
- ・ 多文化共生への住民意識の向上を図るとともに、多様な文化を持つ住民が相互に理解を深め、外国人住民も暮らしやすく、働きやすいまちづくりを進めます。

（２）地域福祉の推進と生活支援の充実

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や障がい者などの、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動を促進します。

また、在宅での介護などに男女がともに参画できるよう、知識や技術の習得のための支援に努めます。

様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

■主な施策・事業

①高齢者の生活支援

- ・ 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。
- ・ 医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

②高齢者の活躍の促進

- ・ 高齢者をまちづくりの重要な担い手と位置付け、活動する場や情報の提供を行い、高齢者によるまちづくりや地域活動、ボランティア活動を促進します。

③障がい者の自立支援

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を進めます。
- ・ 住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる環境づくりを進めます。

④在宅での介護に対する支援

- ・ 支援が必要な高齢者・障がい者の介護・介助への男性の参画を促進し、男女が協力して担う意識の醸成を図るとともに、家族介護者の負担軽減を図ります。

⑤ひとり親家庭への支援

- ・関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の自立支援を図ります。

⑥困難を抱える人への支援

- ・生活困窮者や子どもの貧困など生活上の困難を抱え、支援が必要な人に対する相談体制の充実や多面的な支援を図ります。

第5章 計画の推進に当たって

1. 庁内推進体制の充実

本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、関係各課との連携や調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。

また、全職員が男女共同参画の視点に立って、施策の策定や執務に取り組めるように、男女共同参画に対する理解と認識を深めるための計画的な啓発や研修に取り組みます。

2. 国・府等との連携の推進

計画に掲げる施策や事業の中には、町が主体的に取り組んでいくもののほか、制度や法律など国や府の施策の取り組みによるものもあります。国や府との連携を強化し、必要に応じて協力等を要請します。

また、DV被害者の一時保護など、警察、府や近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、府や近隣自治体などとの協力関係を強化します。

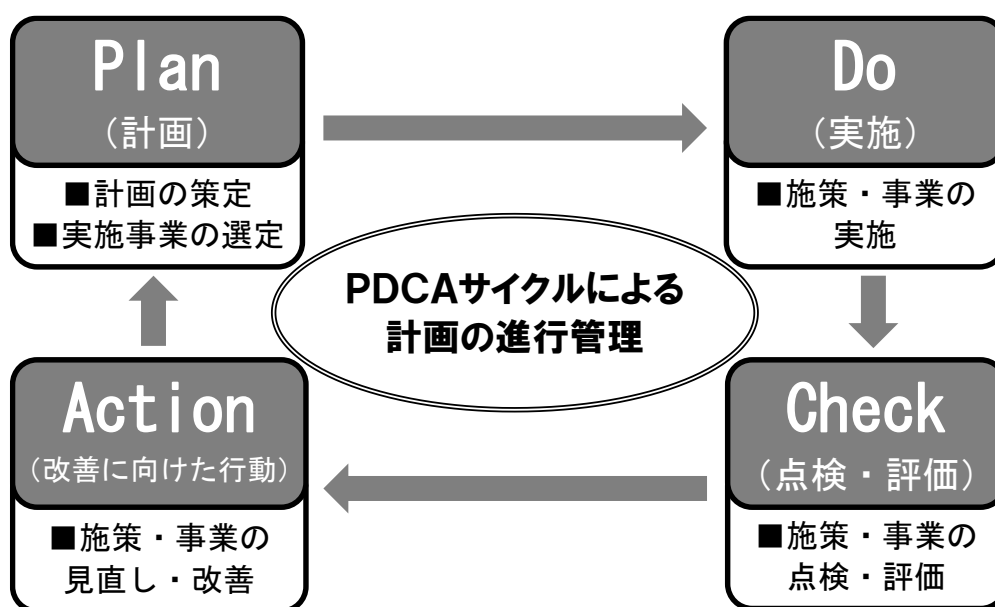
3. 住民、事業者などとの協働による推進

本町における男女共同参画社会づくりを実現するためには、町行政と住民、事業者などが連携を強化し、協働することが必要です。そのため、本計画について町は普及を図りつつ、住民、事業者と一体となって男女共同参画社会づくりを進めていきます。

4. 計画の進行管理と評価

本計画の推進においては、事業を実施した結果どのような成果が得られ、各施策課題が解決できたかどうかを検証する進行管理が必要です。そのため、「PDCAサイクル」によって進捗状況进行评估する体制を確立し、年度ごとの施策の実施状況などについて、関係課と連携して実施内容を点検するとともに、計画の進目標指標を設定し、指標と事業の実施状況等をもとに評価を実施し、効果的な計画の推進に努めます。

計画の進行管理（PDCA）のイメージ



資料編

1. 男女共同参画年表

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1975 年 (昭和 50 年)	■国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ■国連総会で、1976 年～1985 年を「国連婦人の十年」と決定	■「婦人問題企画推進本部」設置 ■「女子教育職員等育児休業法」成立(S51 施行)(公立校女子教員、看護婦、保母が対象)		
1976 年 (昭和 51 年)	■「国際婦人の十年」スタート(～1985 年)	■「民法」改正・施行《離婚後の氏の選択が自由に》	■労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」を設置	
1977 年 (昭和 52 年)		■「国内行動計画」策定		
1979 年 (昭和 54 年)	■国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (昭和 55 年)	■「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	■「女性差別撤廃条約」署名		
1981 年 (昭和 56 年)	■「女子差別撤廃条約」発効	■「民法」改正・施行《配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2 に》	■「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定(第 1 期行動計画)	
1984 年 (昭和 59 年)		■「国籍法」「戸籍法」改正(S60 施行)《父系血族主義から父母両系主義へ》		
1985 年 (昭和 60 年)	■「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ) 「(西暦 2000 年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■生活保護費男女同額化 ■「国民年金法」改正(S61 施行)《女性の年金権確立》 ■「男女雇用機会均等法」成立(S61 施行)《定年・退職・解雇などの面で女性差別禁止》 ■「女子差別撤廃条約」批准・発効		

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1986 年 (昭和 61 年)		■「労働基準法」改正・施行 《女子保護規定一部廃止》	■「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」策定(第 2 期行動計画)	
1987 年 (昭和 62 年)		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ■「労働基準法」改正(H 元施行) 《週 40 時間労働制、フレックスタイム制導入》		
1988 年 (平成元年)		■法例一部改正(H2 施行) 《婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正》		
1989 年 (平成 2 年)	■国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 (平成 3 年)		■「育児休業法」成立(H4 施行) 《男性も育児休業が取得可能に》 ■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定(第 3 期行動計画) ■「大阪府女性基金」設置	
1992 年 (平成 4 年)		■初の「婦人問題担当大臣」誕生		
1993 年 (平成 5 年)	■国連世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ■国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」成立・施行 《短時間労働者も、労働基準法・契約法などの適用対象へ》		■教育委員会社会教育課に「婦人政策係」を設置
1994 年 (平成 6 年)	■国際家族年	■男女共同参画室設置 ■「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」廃止)	■府立女性総合センター(ドーンセンター)オープン	
1995 年 (平成 7 年)	■第 4 回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択(男女平等への 12 の戦略)	■「育児・介護休業法」成立(H11 施行) 《介護休業制度の法制化》		

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
1996 年 (平成 8 年)		■「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画ー」策定		
1997 年 (平成 9 年)		■「男女雇用機会均等法」改正(H11 施行) 《セクハラについて事業主配慮義務を規定》 ■「労働基準法」改正 《女子保護規定全面廃止》 ■「介護保険法」成立(H12 施行)	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画(改訂)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定(第 3 期行動計画改訂)	■「教育委員会教育課 女性政策室」に「女性政策係」設置 ■「忠岡町女性政策企画推進委員会」発足 ■「男女平等に関する忠岡町民意調査」実施
1998 年 (平成 10 年)				■「男女平等に関する忠岡町民意調査報告書」作成
1999 年 (平成 11 年)		■「児童買春・ポルノ禁止法」成立・施行 ■「男女共同参画社会基本法」成立・施行		■「教育委員会社会教育課」に改称(旧「教育委員会教育課」)
2000 年 (平成 12 年)	■国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	■「ストーカー規制法」成立・施行 《つきまとい等のストーカー行為を規制》 ■「児童虐待防止法」成立・施行 ■「男女共同参画基本計画」策定		
2001 年 (平成 13 年)		■内閣府に「男女共同参画会議」設置 ■「配偶者暴力防止法」成立・施行 《配偶者からの暴力を犯罪と明記》 ■男女共同参画週間スタート(6 月 23 日～29 日)	■「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	■組織再編により、町長公室総務課人権平和室に「女性政策係」設置
2002 年 (平成 14 年)			■「大阪府男女共同参画推進条例」施行	

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
2003 年 (平成 15 年)		■「性同一性障害者特例法」成立 (H16 施行) 《家庭裁判所の審判により、戸籍上の性別変更が可能に》 ■「次世代育成支援対策推進法」成立・施行 ■「少子化社会対策基本法」成立・施行	■「男女いきいき・大阪元気宣言事業者表彰制度」創設 ■「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行	
2004 年 (平成 16 年)		■「児童虐待防止法」成改正 (H16 施行) ■「配偶者暴力防止法」改正・施行 《暴力の定義を拡大》 ■「育児・介護休業法」改正 (H17 施行) 《対象労働者を拡大、育児休業期間延長》		
2005 年 (平成 17 年)	■第 9 回世界女性会議 (ソウル) ■第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	■女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定 ■「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定	■「大阪府特定事業主行動計画 (みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり)」策定 ■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2006 年 (平成 18 年)	■第 1 回東アジア男女共同参画大臣会合 (東京)	■「男女雇用機会均等法」改正 (H19 施行) 《男性への差別・セクハラも禁止の対象に》	■「大阪府男女共同参画計画 (おおさか男女共同参画プラン) (改訂版)」策定	
2007 年 (平成 19 年)	■第 2 回東アジア男女共同参画大臣会合 (ニューデリー)	■「均等・両立推進企業表彰」開始 ■「パートタイム労働法」改正 (H20 施行) 《正規・非正規労働者間で待遇差別を禁止》 ■「配偶者暴力防止法」改正 (H20 施行) 《保護命令制度拡充》 ■「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置	■組織再編により、町長公室自治推進課人権平和室に「人権平和係」設置

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
2008 年 (平成 20 年)		■「女性の参画加速プログラム」決定 ■「性同一性障害者特例法」改正 (H21 施行) ■「次世代育成支援対策推進法」改正 (H21 施行) ■「労働基準法」改正 (H22 施行) 《時間単位での年休取得が可能に》	■「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設	
2009 年 (平成 21 年)	■第 3 回東アジア男女共同参画大臣会合 (ソウル)	■「育児・介護休業法」改正 (H22 一部施行) 《短時間勤務制度の整備、所定外労働の免除の義務化、介護休暇制度の創設など》	■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改正	■「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2010 年 (平成 22 年)		■「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「DV 相談ナビ」開設		■「忠岡町男女共同参画推進本部」設置 ■「忠岡町男女共同参画計画策定懇話会」設置 ■「男女共同参画に関する住民意識調査報告書」作成
2011 年 (平成 23 年)			■大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ■「おおさか男女共同参画プラン (2011－2015)」策定	■「忠岡町男女共同参画計画」策定
2012 年 (平成 24 年)	■第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (2012－2016)」策定	
2013 年 (平成 25 年)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 (平成 26 年 1 月施行)		■「忠岡町男女共同参画推進条例」施行

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
2014 年 (平成 26 年)		■「パートタイム労働法」改正 ■「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014) 開催 (以降、毎年開催)		
2015 年 (平成 27 年)	■国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ■第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ■UN Women 日本事務所開設 ■「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	■「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) ■「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ■安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	■OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ■大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ■「男女いきいき・元氣宣言事業者登録制度」開始	■「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
2016 年 (平成 28 年)		■女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ■「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ■G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	■「おおさか男女共同参画プラン(2016ー2020)」策定	
2017 年 (平成 29 年)		■刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	■「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2016ー2020)」策定	

	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	忠岡町の動き
2018 年 (平成 30 年)		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ■「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	■「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」開始	
2019 年 (令和元年)	■ G20 大阪首脳宣言	■ 女性活躍推進法改正	■「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する条例」施行	
2020 年 (令和 2 年)	■ 国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	■「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定	■「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始	■「男女共同参画に関する住民意識調査」実施 ■「男女共同参画に関する住民意識調査報告書」作成 ■「忠岡町男女共同参画計画推進懇話会」開催

2. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画

する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、

これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」

という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定に

より審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、

その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働

者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画

が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲

げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業

主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第

三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定

め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業

選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における

活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者

を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その

一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、

第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三一日法律第一四号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、

又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)**
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)**
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知して

する脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられること

を防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校そ

の他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記

官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事

項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を

負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、そ

の結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 大阪府男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日
大阪府条例第 6 号

個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまでも、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきているが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

(府の責務)

第 4 条 府は、前条に定める基本理念（以下

「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 4 府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対する暴力(暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(男女共同参画計画の策定)

- 第8条 知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同

参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

- 3 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(男女共同参画施策)

第9条 府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。

- 一 男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。
- 二 男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。
- 三 配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- 四 男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第10条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(事業者の取組の促進)

- 第11条 知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(苦情等への対応)

第12条 知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に策定され、及

び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画計画に相当するものは、第8条（第4項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

- 3 大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）第1条第1号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

大阪府男女共同参画審議会	大阪府男女共同参画推進条例（平成14年大阪府条例第6号）第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
--------------	--

6. 忠岡町男女共同参画推進条例

平成 25 年 3 月 4 日
忠岡町条例第 1 号

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等と女性の地位向上に向けた取組が進められてきた。

これらの取組としては、昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機として、男女平等を求める流れを受けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、さらには男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、現実の社会では、家庭、地域、学校、職場その他社会の様々な分野において、女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱いなど、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、今なお男女間に大きな格差が存在している。

近年、社会的環境も変化し、とりわけ、少子化、高齢化、国際化、高度情報化、労働環境等の変化の中で、全ての住民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が社会の対等な構成員として様々な分野に参画し、共に利益を享受し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このようなことから、本町は、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、町、住民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に自らの意思を持って参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 住民町内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者をいう。
- (4) 事業者営利又は非営利を問わず、町内において活動を行う個人、法人、各種団体及びその他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス配偶者等からの身体的、心理的、経済的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度、慣行等が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に

対等な立場で参画できるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係があることから、国際的な協調のもとに行うこと。

(6) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己決定が尊重されるときともに、生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。

(7) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する侵害であり、根絶されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、男女共同参画施策の実施に当たっては、住民、事業者、国及びほかの地方公共団体と連携して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(基本計画の策定)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、住民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策策定上の配慮)

第9条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第10条 町は、住民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発、情報の提供、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(相談への対応)

第11条 町は、性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画を妨げる行為について、住民又は事業者からの相談に応じるとともに、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(推進体制)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第8条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

7. 男女共同参画に関連する法・方針・計画等

(1) 第5次男女共同参画基本計画（国）

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会
◎2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。 ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

政策項目
I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第3分野 地域における男女共同参画の推進 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 II 安全・安心な暮らしの実現 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第7分野 生涯を通じた健康支援 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 IV 推進体制の整備・強化

※令和2年12月25日閣議決定

(2) おおさか男女共同参画プラン（2021—2025）案の概要

※現在、計画策定中のため、パブリックコメント案での概要を抜粋。

横断的 視点	重点目標	取組の方向	主な取組
SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化 性別役割分担意識の解消に向けた意識改革	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進	①子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進 ②性に関する適切な知識の普及の推進
		(2) あらゆる世代における男女共同参画の推進	①男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実 ②男性に対する男女共同参画意識の醸成 ③地域における男女共同参画の促進 ④多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進 ⑤女性の人権を尊重した表現の推進 ⑥男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供
	2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	①行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ②企業等における女性の登用促進 ③地域・防災分野等への女性の参画促進
		(2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成	①企業等での登用促進に向けた女性の人材育成 ②理工系分野等の女性の人材育成 ③多様な選択を可能とする学習機会の提供
	3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 職業生活における活躍支援	①男女雇用機会均等の更なる推進 ②女性の就業支援 ③ハラスメントの防止
		(2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	①時間的、場所的な制約を前提とした働き方の見直しと多様で柔軟な働き方の促進 ②仕事と子育てとの両立支援
		(3) 男性の家事・育児等への参画促進	①男性の家事・育児等への主体的取組の促進
	4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力を容認しない意識の醸成 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ③暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発 ④性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等への対策の推進・強化 ⑤児童虐待を取り扱う機関との連携
		(2) 様々な困難を抱える人々への支援	①生活上の困難を抱える女性への支援 ②性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進 ③高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備 ④複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
		(3) 生涯を通じた男女の健康支援	①女性の健康対策の推進 ②ライフステージに応じた男女の健康支援

(3) 男女共同参画・女性活躍促進に関連する法律等

①子ども・子育て支援法

概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育・地域の子育て支援の質・量の充実に努めていくものです。

②育児・介護休業法

概要

育児・介護休業法の履行確保により、育児や介護を理由とした離職を防止して継続就業できる職場環境を整備します。

育児・介護休業法が遵守されるよう、事業主及び労働者に対し、法の周知・徹底を図るほか、事業主に対する指導、労働者と事業主との間の紛争を迅速に解決するための調停等を行います。

また、企業において、育児・介護休業法に基づく両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう支援を行います。

③次世代育成支援対策推進法

概要

急速な少子化の進行を踏まえ、子どもを安心して生み育てることができるための環境整備について、基本理念を定め、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務付けています。

④労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

概要

令和2年6月1日から施行された改正労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントが、法律上、定義され、事業主に防止措置を講じることを義務付けられました。

大企業においては、令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策を講じることが義務付けとなり（中小企業については努力義務）、中小企業においては、令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策を講じることが義務付けられています。

⑤男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府男女共同参画局）

概要

東日本大震災等の教訓を踏まえ、女性の防災会議への参画促進による地域防災計画の作成と見直しなど平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には避難所の運営において、男女共同参画の視点から必要な対応を進めるとしています。

8. 用語解説

あ 行

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

育児又は家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため、平成4年に「育児休業法」として施行され、平成7年に「育児・介護休業法」に改正された。平成16年の改正では、育児休業期間の延長や期間雇用者（パートタイマー等）への育児休業の適用等が、平成21年の改正では、3歳までの子を養育する労働者についての短時間勤務制度（1日6時間）の導入等が、令和元年の改正では、育児や介護を行う労働者が看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになる旨が盛り込まれた。

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。国においては、「SDGs」の17の目標に示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献するものであるとしています。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体（組織）と訳される。医療・福祉、環境、災害復興、地域振興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などをすすめる団体（組織）のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワーメント

力（パワー）をつけること。女性が、政治、経済、家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる能力を身に付け、その能力を発揮して行動していくことをいう。

LGBT（性的マイノリティ）

Lはレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、Gはゲイ（Gay：男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、Tはトランスジェンダー（Transgender：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人）の頭文字をとって組み合わせた言葉であり、多様な性を表す言葉の一つとして使われる。

か 行

キャリア教育

児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる教育のこと。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

昭和 47 年に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和 60 年に制定された。労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としている。

平成 9 年の改正では、セクハラ防止やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の創設などが加わり、平成 18 年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の義務化等が盛り込まれ、平成 28 年の改正では、マタニティ・ハラスメントへの予防等についての内容が盛り込まれました。

さ 行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが人生の各段階において、個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律で、平成 15 年に制定された。地方公共団体が地域・行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、届け出ることを義務付けている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。また、令和元年の改正により、労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に対象が拡大される（令和 4 年 4 月 1 日施行）。

ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことへの怨恨の感情から、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）

平成 12 年施行。ストーカー行為等を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置などを定めることにより、身体・自由・名誉・生活の安全と平穏を守ることを目的としている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

S O G I

性的指向及び性自認。好きになる性「性的指向（Sexual Orientation）」と、心の性「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとって組み合わせた言葉。性的指向及び性自認は、L G B T などに限らず、すべての人に関わる概念。

た 行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画週間

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、平成 13 年度より毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

は 行

配偶者からの暴力

配偶者やパートナーからの暴力のこと。一般的に「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」の名称が使われている。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的暴力」、性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（「配偶者暴力防止法」）では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。親密な関係にある交際相手からの暴力については「デートDV」となる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 14 年 4 月に全面施行された。「DV防止法」とも言われる。平成 16 年の改正では保護命令の拡充等が盛り込まれ、平成 19 年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされた。平成 26 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされた。

配偶者暴力相談支援センター

「配偶者暴力防止法」に基づいて、DVに関する相談、カウンセリング、被害者の一時保護などを行うほか、自立支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う。都道府県は、婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成 19 年の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもその機能を果たすようにすることが努力義務とされた。

ハラスメント

他者に対する「嫌がらせ」のこと。行った本人にそのつもりがなくても、相手を不快な気持ちにさせるとハラスメントに該当する。以下はハラスメントの例。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

権力の上下関係や立場の優劣関係を利用した嫌がらせ。職場で問題になることが多い。教育機関での嫌がらせ（キャンパスハラスメント／キャンハラ）もパワハラに含まれる。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ。身体への不必要な接触、食事などへの執拗な誘いなど。職場で問題になることが多く、拒否すると降格や解雇されることもある。

モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ。悪口や無視など。

パーソナル・ハラスメント（パーハラ）

容姿、趣味嗜好、癖など個人的な部分に対する嫌がらせ。いじめ。

ジェンダー・ハラスメント（ジェンハラ）

性差による固定観念や差別意識に基づく嫌がらせ。「男らしさ」・「女らしさ」を過度に要求することなど。性的指向や性自認に関する性的マイノリティへの嫌がらせ（SOGI・ハラスメント／ソジハラ）は、ここから派生した。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠、出産、育児に関する女性への嫌がらせ。退職を促される、時短勤務を利用すると降格になるなど。

パタニティ・ハラスメント（パタハラ）

育児に関する男性への嫌がらせ。マタハラの男性版。育児休暇の申請を認めないなど。

ケア・ハラスメント（ケアハラ）

家族の介護を行う者に対する嫌がらせ。介護休暇の所得を認めないなど。

セカンド・ハラスメント（セカハラ）

ハラスメント被害者が事実を訴えることで逆に圧力や非難など二次的被害を受けること。

PDCAサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Action：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次に反映してシステムを循環させる継続的な活動のこと。

ら 行

ライフステージ

乳児期・幼児期・学童期・思春期・成人期・高齢期など人の一生をいくつかに分けて考えたそれぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。